

令和4年色麻町議会定例会9月会議会議録（第1号）

令和4年9月7日（水曜日）午前10時00分開会

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

5番	河野諭君	6番	小川一男君
----	------	----	-------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長補佐兼福祉係長兼介護保険係長	小松英明君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	渡邊勝男君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長	高橋秀悦君
色麻保育所長	小山悦子君

清水保育所長	今 野 稔 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 請願第1号 (仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求
める請願について
- 日程第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会議日程の決定
- 日程第3 請願第1号 (仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求
める請願について
- 日程第4 一般質問

午前10時00分 開会

○議長(中山 哲君) 御参集御苦労さまでございます。

会議に先立ち、議員各位並びに執行部の皆様に申し上げます。

本議会はクールビズ対応のため、9月会議中はノーネクタイ、上着の脱衣を許可いたします。

また、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクの着用をお願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年色麻町議会定例会を再開し、9月会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程並びに9月会議日程案は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

また、長より提案された会議事件は、議案が12か件、認定が9か件、報告が2か件、合わせて23か件であります。なお、定例月でもありますので、追加提案されることもあります。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及び長より委任を受けた者が出席をいたしております。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、一般質問の通告者は、11番山田康雄議員外10名であります。質問の要旨は総括表にして議員各位のお手元に配付しております。また、回答書を必要とする質問者に対しては、回答の要旨を配付しております。

次に、委員会活動であります。総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会から、それぞれ所管事務調査の報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。このことについて、各委員長から報告をいただくこととしております。なお、所管事務調査は委員会に与えられた固有の権限でありますから、調査で得られた知識を今後の議会活動に大いに活用されるよう、議長としてお願いをいたします。

次に、監査委員から令和4年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果報告書並びに定期監査結果報告書が議長宛てに提出されておりましたので、その写しを議員各位のお手元に配付しております。

次に、定例会6月会議において可決しました意見書について報告いたします。

水田活用の直接支払い交付金について地域の実情を踏まえた制度設計の見直しを求める意見書について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣及び農林水産大臣に対し、議長名をもって送付し、適切な処置を講じるよう強く要望したところであります。

次に、請願書の受理について申し上げます。

6月会議以降、請願書1か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

内容は、請願第1号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願であります。なお、この請願書の紹介議員は、4番白井幸吉議員、2番佐藤 忍議員、1番大内直子議員の3名であります。

次に、6月会議以降の議長会並びに議会関係の主な事業等は一覧表にして議員各位のお手元に配付したとおりであります。

去る7月1日、令和4年度第15回県北地方町議会議員研修会が女川町で開催されまし

た。研修内容は、「震災とコロナを超えて健康なまちづくりのために」と題し、女川町地域医療センター、センター長の齋藤 充先生から講義をいただき、健康の大切さについて改めて認識させられる研修となりました。

次に7月8日、本町議会議員の資質向上を目的に議員研修会を開催いたしました。研修内容は、「地方行財政の現状と課題、攻めの予算、守りの予算」と題し、文教大学客員教授、定野 司先生から講義をいただき、実りある研修会となりました。

次に、7月14日に宮城県自治会館において、町村議会議員講座が開催されました。講座には今野公勇議員、河野 諭議員、白井幸吉議員、佐藤貞善議員、工藤昭憲議員、福田 弘議員、そして私の7人が受講いたしました。

また、8月22日には宮城県町村議会議員セミナーが大和町まほろばホールで開催され、政治アナリストの伊藤惇夫先生による「日本の政治について」と題して講演が行われました。

受講された議員各位におかれましては、研修会、講座及びセミナーで得られた知識を今後の議会活動に活用されますよう切望いたします。

次に、一部事務組合議会及び広域連合議会関係の御報告をいたします。

加美郡保健医療福祉行政事務組合議会第2回臨時会が6月22日に招集されました。

また、大崎地域広域行政事務組合議会第3回臨時会が6月29日に招集されました。

また、宮城県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会が8月5日に招集されました。議会に提案された議案はいずれも原案可決であります。なお、詳細につきましては、議会事務局で議案書を保存しており、常時閲覧できますので、写しの配付等は省略させていただきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。御登壇の上、報告願います。町長。

〔町長 早坂利悦君 登壇〕

○町長（早坂利悦君） 皆さん、おはようございます。大分、朝夕涼しくなってきたような昨今でありますけれども、そういう中で本日ここに、令和4年町議会定例会9月会議が開会されるに当たりまして、行政報告として町政運営の一端を述べるとともに、令和4年度一般会計補正予算案及び特別会計補正予算案をはじめ、提出案件の概要を御説明を申し上げたいと思います。

始めに、7月13日から16日にかけての大雨による被害状況について申し上げます。

8月31日現在で、町道等が29か所、河川が6か所、林道作業道が10路線、町管理の堰2か所、水門1か所、水路1か所、個人の農地等が28か所、土地改良区管理の堰2か所、道路1か所で、主な被災内容としては、路面洗掘、路肩やのり面崩れ、土砂流出入、堆積であります。二次災害が懸念される箇所については、8月上旬に予備費を充用して現

在復旧工事を実施しており、早期復旧を目指しております。

また、農作物の被害状況ですが、水稲、大豆、エゴマ、ネギ、ハウレンソウの冠水被害が139.1ヘクタールとなっております。以上、現在把握しております状況を申し上げましたが、本日配付いたしました被災箇所一覧表に詳細を記しております。

なお、稲刈収穫後の復旧工事費、個人の農業施設の復旧費補助金等について、本会議に關係予算を提案をしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。以下は、コロナ感染症と呼びます。

9月2日現在、国内の累計感染者数は1,924万人を超え、死亡者数は4万608人、宮城県においては累計感染者数が23万人、死亡者数が313人、本町においては累計感染者数が451人となっております。

宮城県では感染者の急増や医療逼迫など、さらなる感染拡大のおそれ大きいことを考慮し、8月5日から31日まで「みやぎBA5対策強化宣言」が発令され、先般9月30日まで延長されました。町としては宮城県の感染防止対策の取組みを推進するため、チラシを作成し、全戸配布を行ったところであります。第7波の感染拡大に歯止めがかからない状況となっており、町民の皆様には換気や手洗い、不織布マスクの着用といった基本的な感染対策の再徹底とともに、日頃から適度な運動や、バランスの取れた食事などの健康管理に努めていただきますようお願いいたします。

こうした中で、本町のコロナワクチン4回目の集団接種は9月4日に終了をいたしました。集団接種で接種できなかった方や、これから接種を希望される方は、郡内の7医療機関で個別接種が可能となっておりますので、予約の上、接種をなさってください。また、BA1のオミクロン株にも対応した2価ワクチンの接種については、開始時期や接種対象者、接種間隔などの詳細が分かり次第、県や加美郡医師会と連携をして安全かつ迅速に接種できるように準備を進めてまいります。

次に、福祉灯油等助成事業及びがんばる受験生応援事業について申し上げます。

原油価格の高騰が家庭経済に大きな影響を与え、燃料等に要する経済的負担が深刻な状況となっております。そこで、生活困窮者の経済的支援のため、町民税非課税世帯を対象に、灯油代等の一部として1世帯当たり1万円を助成する福祉灯油等助成事業を、また、高等学校等の受験のため、日夜勉強を頑張っている中学3年生を対象に、灯油代等の一部として1人当たり1万円を助成するがんばる受験生応援事業を昨年度に引き続き実施することとし、本会議に關係予算を提案をしております。

次に、公立加美病院の皮膚科開設について申し上げます。

公立加美病院では、令和4年8月から皮膚科を開設いたしました。診療日は第2・第4月曜日で、受付は午後1時半から午後4時まで、診療は午後2時から午後4時30分までとしておりましたが、診療開始日から多くの方が来院をし、診療時間内に診察が終了できない状況であったとのことであります。このようなことから、郡内における皮膚科の需要が見込まれると判断をし、今後の円滑な診療と待ち時間の短縮などを考慮して、

令和4年9月からは診療日を毎週月曜日に変更し、診療体制を拡充してまいるとの報告を受けております。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

8月28日時点での申請件数は3,121件で、申請率47.8%、交付件数は2,559件で、交付率39.2%となっております。町としては取得率の向上に向けて、7月から9月までをマイナンバーカード取得強化期間と位置づけ、日曜日に特設窓口を開設し、併せて毎月第2・第4水曜日の夜間窓口を開設しており、カード取得の受付体制を充実しております。引き続き町民の皆様が積極的にマイナンバーカードを取得していただけるよう、取組みを進めてまいります。

次に、子育て応援給付金支給事業について申し上げます。

コロナ感染症の影響による物価高騰等で子育て世帯の経済的負担が大きいことを踏まえ、町独自の支援策として子育て応援給付金支給事業を実施します。地方創生臨時交付金を財源として18歳以下の子供を持つ世帯に対して、子供1人当たり1万円を支給することとし、本会議に関係予算を提案しております。

次に、大崎地域広域行政事務組合における焼却灰の最終処分場候補地選定について申し上げます。

大崎管内に住む人々の家庭から排出される燃えるごみは、クリーンセンターで焼却された後、最終処分場に運ばれ埋め立て処分されます。現在は大崎市にある最終処分場「大日向クリーンパーク」、これは令和12年4月に埋め立て完了となる見込みであることから、大崎広域では新たな最終処分場を建設する必要があります。そこで、新たな最終処分場の建設に当たっては、構成市町に輪番で設置していくことで協議が整い、用地の確保等を含めると最低でも5年を有することから、来年5月までに建設用地として各市町から1か所以上の候補地を提案することになりました。

新たな最終処分場については、廃棄物の飛散防止と雨や雪などの影響を受けず作業を行える被覆型や、埋立物の安定化のために行う散水も循環利用し、外への放流は行わない無放流方式の採用が検討され、周辺環境に配慮した設計が計画をされております。最終処分場は、稼働後の安全性や地域の生活環境を確保することが何よりも大切なことであり、将来的にも安全で安心な施設であることが重要であります。

本町では候補地の検討を進め、候補地となり得る地域の皆様と意見交換を図りながら、適地となる場所の選定作業を進めておりますので、町民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、認定こども園整備事業について申し上げます。

去る7月11日と12日に、令和6年4月1日開園を目標に進めております幼保連携型の認定こども園の整備に係る保護者説明会を開催いたしました。当日はコロナ感染症の予防と、会場の収容人数の関係から地区を指定させていただいて、2日間に分けての開催となりました。参加した保護者からは「民間運営ということで、今までの町の教育や保育の在り方と違う形になり新しい風になることを期待をしている」あるいは「認定こど

も園になったら土曜日や長期休業日は給食ができるのか」あるいは「工事期間中は園庭で遊べないのか」などの質問がございました。今後も事業者と協議を重ね、開園の目標である令和6年4月1日に向け準備を進めてまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

今年の農作物の生育状況ですが、水稲については、7月中旬の豪雨による影響が心配されたものの、おおむね平年並みで推移をしております。大豆や野菜類及びエゴマについては、7月の豪雨による冠水の影響が出ておりますので、農家の皆様には今後も排水対策に努めていただき、被害を最小限に止めるため、関係機関と連携をし、状況に応じた広報活動などを実施してまいりたいと思っております。

一方、米をめぐる状況については、7月に農林水産省が公表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の中で、令和4年6月末の主食用米の民間在庫量は217万トンで、前年同月より2万トン減少しました。

また、令和5年6月の民間在庫量の見込みは、今年を下回る200万トンの見込みと公表をしております。この減少理由については、生産調整の超過達成による生産量の減少が影響しているとのことでもあります。農林水産省では、主食用米の在庫量の状況や肥料高、燃料高騰等の状況から、今後発表される令和4年産の米価に影響が出るものと想定をしているようですので、町としても今後の動向を注視してまいります。

次に、商工関係について申し上げます。

コロナ感染症の影響を受けた事業者と町民皆様への支援策である地元支援商品券（活Pay券）を1万円分、町内全世帯に対して郵送により配付をいたしております。商品券の利用期間は、9月1日から12月31日までとなっておりますので、町民の皆様におかれましては、同封した利用可能事業所を御確認をいただき、お忘れのないように期間内に御利用をいただきたいと思います。

次に、米軍の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施について申し上げます。

本年度の訓練計画については、10月から12月に実施する旨公表されておりますが、詳細な日程は近日中に示される予定であります。訓練の際は、宮城県及び地元3町村で連携を図り、随時、正確な情報提供を求めながら、訓練開始から撤収するまで巡回パトロールを実施し、町民皆様に適宜情報を提供して、安全対策等に万全を期すように適切に対応してまいります。

次に、建設事業について申し上げます。

本年度の建設事業の進捗状況はお手元に配付したとおりであり、いずれの工事も工期内完成を目指し、鋭意努力をしております。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めております。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道事業につきましては、適切な施設管理に努めているところでございます。特定環境保全公共下水道事業における色麻浄化センター及びマンホールポンプ改修工事の設計委託業務については、既に発注をし、工期内完了を目指し鋭意努力をしております。

次に、水道事業について申し上げます。

町内各水道施設の供給状況は安定しており、適切な施設管理に努めているところであります。なお、今後発注予定の工事については、早期発注に向けて準備を進めております。

また、有収率向上を図ることを目的とした漏水調査委託料、老朽管の更新を促進することを目的とした四竈地区及び清水地区水道施設整備における給水管切替等の工事費について、本会議に關係予算を提案をしております。今後も漏水修理や布設替え工事に伴う急な断水等で御不便をおかけすることもあるかとは思いますが、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、教育行政について申し上げます。

色麻学園では、1学期のコロナ感染症による臨時休業措置で短い夏休みとなりましたが、8月24日から2学期がスタートし、子供たちの元気な声が響き渡っております。7月には吹奏楽の地区大会、中総体の県大会、そして、8月の東北大会など、文化・スポーツ活動両面において、本町の中学生が活躍しました。

色麻幼稚園では、コロナ感染症による臨時休業措置を取ることなく、1学期を終えることができました。8月26日から2学期がスタートし、子供たちの明るい笑顔が満ちあふれ、心豊かに伸び伸びと園生活を送っていると報告を受けております。

次に、来年度移行する義務教育学校ですが、設置連絡委員会を6月2日と7月8日に開催し、委員の皆様からいろいろな意見をいただいたところでございます。また、6月10日に教職員向けの説明会を開催をいたしました。今後も教育委員会等で協議を行いながら、来年度移行に向けて準備を進めてまいります。引き続き、子供達が穏やかで心豊かな学校生活・園生活を送ることができるよう、安全・安心の確保に向け、新しい生活様式の実践等、コロナ感染症感染防止に万全の対策を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いを申し上げます。

次に、学校給食ですが、コロナ感染症等による原油価格・物価高騰により、食材等の値上げが相次いでおります。今回、給食の賄い材料費の価格高騰分を全額町費で負担すべく、本会議に關係予算を計上をしております。今後も引き続き子供たちの笑顔が輝く学校給食の提供に努めてまいります。

次に、図書教育事業ですが、6月26日「リサイクルブックマルシェ2022」を開催いたしました。今年度は気軽に本に親しむきっかけをつくる町民参加型「本のリサイクル市」、地域住民同士または作り手と買い手が交流できる場「わくわくマルシェ」、地域ボランティア団体と連携し、子供服のおさがりをシェアする「おさがり広場」を同時開催をいたしました。「本のリサイクル市」では、色麻中学校生徒会と図書委員が中心となり、先生方と生徒から集めた古本69冊が会場内の特設コーナーに並んだほか、幅広いジャンルの本を多くそろえることができました。今後も地域・学校と連携し、図書教育の充実に努めてまいります。

次に、社会体育事業ですが、7月24日愛宕山公園パークゴルフ場を会場に21チーム、

63人の参加の下、チーム対抗パークゴルフ大会を開催いたしました。この大会は町内パークゴルフ愛好者はもちろん、未経験者も和気あいあいとプレーを楽しみ、新しいコミュニティ形成と健康の維持増進、さらにはパークゴルフ人口のさらなる増加を目的としたものでございます。今後も町民が健康で心豊かなライフスタイルをつくる生涯スポーツ諸事業に努めてまいります。

次に、成人式の名称変更について申し上げます。

民法の改正に伴い、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことから、色麻町成人式の名称について、昨年12月に行ったアンケートと実行委員等の意見を総合的に検討した結果、本年度に実施する令和5年1月8日の式典から、「色麻町二十歳の成人式」に名称を変更することといたしました。

最後に、今回提案する議案について申し上げます。

放棄した債権の報告が1件、教育委員会委員の任命が1件、土地開発公社の解散が1件、条例改正が1件、令和4年度一般会計及び特別会計の補正予算に係る議案が9件、令和3年度一般会計及び特別会計の決算認定が9件、令和3年度各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率の報告が1件、合計23件でございます。

以上、町政の一端を述べるとともに、提出議案の概要を申し上げましたが、各議案の提案理由や内容については、御審議をいただく際に改めて御説明を申し上げます。慎重なる御審議を賜り、御可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、町長の行政報告並びに提出議案の概要説明を終わります。

なお、ただいまの発言内容は文書で議員各位のお手元に配付しておりますので、議案審議の参考にしていただきたいと思います。

次に、総務教育常任委員会並びに産業民生常任委員会の所管事務調査についての報告をそれぞれいただきます。

初めに、総務教育常任委員会今野公勇委員長、御登壇の上、御報告願います。今野公勇委員長。

〔総務教育常任委員長 今野公勇君 登壇〕

○総務教育常任委員長（今野公勇君） 所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記。1、調査期日。令和4年8月3日から4日。

2、調査（視察）地及び内容。（1）山形県東田川郡庄内町、風力発電事業について。（2）秋田県にかほ市・由利本荘市、風力発電施設視察。由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会との意見交換。

3、視察の目的。環境に対する意識の高揚や国の再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設の設置は、全国的に増加している。本町においても加美町との境界に風力発電設備の設置が計画されているが、健康被害をは

じめ、災害の誘発や景観阻害、動植物の生態系への影響などが懸念される。町民共通の財産である本町の豊かな自然環境と再生可能エネルギー事業、風力発電事業が果たして調和できるのか、この事業を推進している自治体及び反対の地域住民の声を聴取する。

4、調査の概要。（1）山形県東田川郡庄内町。

庄内町の風力発電の歴史は古く、合併前の昭和50年代、旧立川町まで遡る。清川だしと呼ばれる季節風により農産物の被害や火災などに悩まされてきた町は、この風を逆手に取れないものかと様々な試みを行い、その中から風車によるまちおこし、発電事業にたどり着く。その様子はNHKプロジェクトX「突風平野、風車よ闘え！執念がエネルギーを生んだ」として放送された。

昭和55年、エネルギー実用化実験を開始するも、風が強すぎて難航するが、それでも平成元年ふるさと創生1億円を風による地域おこしに活用。

平成5年、大学教授のアドバイスで町のシンボル風車、出力100キロワット、直径18メートル、高さ25メートルを設置し、自治体による日本初の電力販売を開始。

平成7年に立川町新エネルギー導入計画を策定し、第三セクター（株）山形風力発電研究所を設立した。その後、合併町庄内町地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーの活用を推進、2050年度ゼロカーボンを宣言した。

平成24年に固定価格買取制度を活用、また、町農山漁村再生可能エネルギー基本計画を策定した。

健康被害については、冬に北西の風が強い時は騒音がうるさく眠れないなどの苦情があるが、ブレードの角度調整などを行い、騒音軽減が図られるように対応する。（3月議会の一般質問に対する町長答弁）苦情や事故などについては、基本的に事業者が対応すること。また、この関係での町で制定している例規はなく、県の条例を遵守することでした。現在は、町のシンボルとして道の駅に「風車の見える主婦レストラン」が運営されており、町内外から認知されている庄内町の風力発電事業です。

（2）由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会。

考える会代表の佐々木さんほか4名の方と、JR上浜駅で合流、早速健康被害のある小型風車の現地視察を行った。大型風車には騒音などの規制があるが、小型にはほとんどなく、騒音や低周波などで不眠、頭痛や鼻血などの訴えがある。家のすぐそばにある小型風車は、いつの間にか増えていったとのこと。

車で移動しながら象潟町からにかほ市西目町へ、説明を受けながら、なぜこんな山奥に数多くの風車が必要なのか。秋田県は電気の受給率が200%を超えているのに、まだ洋上に建設しようとしているなど、多くの疑問点が示され、県も市も全くブレーキをかけない不思議に実態を目の当たりにした。

考える会は、この地域にあまりにも多い風車に違和感を感じていた折、鳥海山二合目に風力発電建設計画があることを知り、反対し、中止に追い込みましたが、考える会結成以前から次々と建設計画が持ち上がっており、まず風車について学び、事業者の説明会に全て参加しました。そこで分かったことは、風力のクリーンという宣伝文句とは裏

腹の風車と事業者の実態でした。

2018年に会を設立し、毎年総会を開催、その都度環境省、経済産業省、国土交通省、県知事、市長、市議会、マスコミ、国会議員に向けて公開質問状及び要望書を送付。講演会も延べ7回開催。由利本荘沖洋上風力発電事業計画反対署名行動を展開。由利本荘市長に1万487筆を提出している。本年9月には被害者の会を立ち上げ、県の公害審査会に申請する予定になっている。

5、まとめ。（1）風力発電建設に伴う環境破壊への危惧。

（仮称）ウィンドファーム八森山の事業区域には、水源涵養保安林、土砂流出、崩壊防備保安林、砂防指定地、崩壊土砂流出危険区域（溪流）等が存在している。視察研修地で建設が進められている現場を見てきたが、風力発電1基当たりの現場では、目視で約2,000平米の土地が切り開かれており、さらに建設用の取り付け用地も切り開かれていた。

また、周辺の道路も以前は林道だったとのことだが、現在は幅員約4メートル程度の舗装道路に整備されていた。このことから思料すると、ウィンドファーム八森山の事業のために切り開かれる森林は、①風力発電の建設地として約2,000平米掛ける20基で4万平米。②建設用道路（環境影響評価方法書添付図面から仮定）をして、約6メートルののり面を含んで6キロ、3万6,000平米。合計で7万6,000平米程度が見込まれる。昨今の異常気象の影響で毎年のように大雨による災害が発生している中、このように森林を伐採することは、土砂流出防止対策等を講じたとしても森林の保水力低下につながり、これまで以上の災害発生が危惧される。

（2）健康被害の苦情が寄せられた場合の行政指導の限界。

風力発電施設の影響と思われる健康被害の苦情が、各地の市町村に寄せられている。環境省は騒音について、指針値以下の騒音でも問題が起こる可能性を指摘しており、ひどいわずらわしさや、睡眠障害を起こす可能性についても言及している。しかし、健康に直接的影響を及ぼす可能性は低いとしている。

この文章を利用して事業者側は健康被害はないと保証されたかのように説明しており、地域住民から苦情が寄せられた市町村においても、環境省が健康に直接的影響を及ぼす可能性は低いとしていることから、地域住民に寄り添った対応が難しいのが現状で、行政指導にも限界があると言っていた。（被害を被っている地域住民が我慢をしているのが現状）

（3）終わりに。

（仮称）ウィンドファーム八森山環境影響評価方法書に対象事業の目的が掲載されている。気候変動を抑制するための国際協力のあり方と日本の取り組み、再生可能エネルギーの積極的な導入が求められる背景。宮城県の低炭素社会の構築に向けた計画。さらに、本町のバイオマス産業都市に認定されていることなど。

そして、こうした社会情勢を鑑み、好適な風況を生かし、安定的・効率的な電力供給や地球温暖化防止に寄与、さらに地域貢献、地域活性化など地元の振興を目的とすると

ある。果たして、この事業者の言う目的をうのみにしてよいものなのか、視察前から疑問に思っていたが、現地赶赴いて、特に由利本荘で感じたことは、この事業は地元にとって必要なものではないということである。

健康被害者に対しては、事業者はもとより、自治体においても何の補償もない。自然環境については、必ず後悔するであろうと昨今の大雨による各地の被害が物語っている。この事業の流れを止められるのは地元住民を中心とした町民です。町は町民に不利益となるときは推進しないと表明していますが、はっきりと反対と宣言すべきではないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 以上で、総務教育常任委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

次に、産業民生常任委員会天野秀実委員長、御登壇の上、御報告願います。天野秀実委員長。

〔産業民生常任委員長 天野秀実君 登壇〕

○産業民生常任委員長（天野秀実君） 産業民生常任委員長の天野でございます。所管事務調査の結果を御報告申し上げます。

所管事務調査報告書。

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

1、調査日。令和4年8月9日。火曜日。

2、調査事項。①一時保管牧草処理対策事業について。②色麻町畜産複合地域環境保全施設の利用状況について。

3、調査方法。（1）午前、現地調査。場所。①一時保管牧草処理対策事業については、色麻町四竈字東原217番地1。色麻町四竈字東原189番地2。2つ目の色麻町畜産複合地域環境保全施設の利用状況については、色麻町黒沢字切付7番地1であります。

（2）午後、聞き取りによる調査。場所、色麻町役場第1会議室です。

4、委員会としての結論。①一時保管牧草処理対策事業についてですが、農地として認めるに困難な地目としての水田が含まれていると判断した。

その理由。事業の目的に農地へのすき込みを実施し、保管農家の負担軽減を図るとあるが、今回計画されている調査場所には、地形・土質・水田の定義あるいは農業委員会との関わりを考慮したとき、その一部が農地として認めるのに困難と判断したため。

②色麻町畜産複合地域環境保全施設の利用状況について。

町は本事業に一定の区切りをつけるべきと委員会は判断した。

その理由。加美コンポスト利用組合規約には、家畜ふんの適正な処理を推進しとあるが、現状で処理されている家畜ふんは100%イセファームの鶏ふんであるということを経験したとき、町がこの事業に関わる当初の目的は達成されたと委員会として認めたため。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、産業民生常任委員長の報告を終わります。御苦労さまで

した。

○議長（中山 哲君） これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、5番河野 諭議員、6番小川一男議員の両議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、会議日程の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。9月会議の日程につきましては、本日から9月22日までの16日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、定例会9月会議は本日から9月22日までの16日間と決しました。

日程第3 請願第1号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願

○議長（中山 哲君） 日程第3、請願第1号（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願を議題といたします。

それでは、先例119に基づき、本請願の紹介議員であります4番白井幸吉議員に本請願の趣旨説明を求めます。御登壇の上、説明をお願いいたします。4番白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） 請願の内容は朗読をもって趣旨説明といたします。

請願書。請願者はわが地域の明日を考える会。共同代表、色麻町小栗山字五輪54、佐藤多加二。色麻町小栗山字五輪20、早坂一郎。色麻町小栗山字下山下二番31番地1、高森孝司。

紹介者議員、白井幸吉。佐藤 忍。大内直子。

（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願。

請願趣旨。

これまで穏やかに暮らしを営んできた集落の裏山に、突然、巨大風力発電事業計画が持ち上がりました。健康被害、豪雨の影響、事業期間終了後の風車の処分等に満足な回

答がなかった、ただ1回の事業者説明会のみで、計画はどんどん進められています。

この数年の異常とも言える気象は、各地で豪雨議会を頻発させています。色麻町も例外ではなく、2019年19号台風の豪雨により、保野川の用水堰2か所が被災し、長い延長の護岸が壊れました。八森山事業計画地は保野川・長谷川への流入域です。大方は水源涵養保安林であり、一部に崩壊土砂流出危険地区を含みます。成木の保安林の伐採は豪雨被害をさらに大きくし、堤防決壊等の被災につながりかねません。また、尾根上の工事・風車運搬路造成を原因とする土砂崩れ、土砂流出の豪雨被害が各地の風力発電稼働地区から報告されています。

風車の健康への影響は、音が聞こえなくてもあります。そこに2か月、3か月と暮らして初めて現れます。そのことを環境省の調査が示しています。環境省のホームページに、鹿児島県長島町の2,192人を対象とした医学者4人による3か年に渡る調査「風力発電施設に係る健康被害の疫学調査」の成果が報告されています。これによると、風車から2キロメートル以内に住む人たちの32%、5キロメートル以内の26%の人たちに睡眠障害が発生しています。音が聞こえない人たちにも発生しています。これを基に色麻町の5キロメートル以内（小栗山・平沢地区全戸、鷹巣・高根地区の一部）の睡眠障害被害者の予測人数を算出すると、102人にも上ります。

秋田県由利本荘市では被害者の報告会が開かれ、健康被害を取りまとめています。9月には健康被害者の会が発足します。福島県田村市には被害者の会があります。睡眠障害のため、風車の夜間停止を求めて交渉してきましたが、事業者はいまだに応えていません。送電線鉄塔敷を協力したにもかかわらず、被害者は泣き寝入りを強いられています。これらの風力発電施設は、いずれも環境アセスメントをクリアしています。それにもかかわらず、深刻な被害が発生しています。また、環境省は別の調査で風車の規模が大きくなるほど発生割合が高いと報告しています。八森山の風車は長島町の風車の1.5倍を越す大きさです。

色麻町長は女川原発2号機の再稼働に反対しています。町民の健康、生活を第一にしたこの姿勢は町民の誰もが支持するところであります。加えて、長期総合計画の中で、誰一人取り残さない社会の実現をも謳っています。このような町長を頂く色麻町民として、これまで受け継がれ築いてきた地域の穏やかな生活環境を子や孫に引き継ぐことは私たちの責務です。

気候変動対策は喫緊の課題です。事業計画説明資料でも、説明会でも事業者は八森山事業を固定価格買取制度調達期間の20年間と言っていますが、本来、再生可能エネルギーは永遠に取り組むべき課題です。ただ、健康被害者を出さないために、豪雨被害を増大させないために、ほかのデメリットを発生させないために、その場所とその方法の選定は十二分に配慮されるべきことです。かつて小栗山には、健康被害も保安林伐採による被害も無縁の水力発電所がありました。「犠牲者を生む再生可能エネルギー」これは本末転倒です。ぜひ、私たちの意を斟酌いただきたくお願いいたします。

請願事項。

(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画は、事業実施想定区域の79%が色麻町域で、その大方が水源涵養保安林であり、解除には色麻町長の同意が必要です。33%は色麻町名義の土地です。加えて、巨大風車の運搬路2路線が色麻町側に計画されています。色麻町が反対すれば、事業計画は確実に振出しに戻ります。

私たちの地域の明日を考えると、地域が健康で安全に暮らせるところであることが最も肝心なことと考えます。全てはそこから始まります。地域住民の健康と生活環境を守るために、事業計画白紙撤回の事業者への要請を色麻町長に働きかけていただきたくお願いいたします。

以上、趣旨説明といたしますが、趣旨を御理解の上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中山 哲君) これをもって紹介議員からの趣旨説明を終わります。

お諮りいたします。本請願についての審査は会議規則第91条第1項の規定により、議長を除く全員で構成する(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会を設置し、これに付託し、審査が終了するまで継続審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 御異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会を設置し、これに審査を付託し、審査が終了するまで継続審査とすることに決しました。

この際、暫時休憩をいたしますが、休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を互選願います。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(中山 哲君) 休憩を閉じて会議を開きます。

先ほど(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。請願審査全員特別委員会委員長に今野公勇議員、副委員長に天野秀実議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

この際、請願審査全員特別委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会今野公勇委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔(仮称) ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員長 今野公勇君 登壇〕

○（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員長（今野公勇君） （仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会委員長に就任いたしました今野です。この請願について、その願意が妥当であるか、また、実現の可能性があるのか、町の権限、議会の権限事項に属するのかなどを着眼点として、各委員の御意見を伺いながら審査を進めてまいりたいと思います。よろしく御協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、委員長就任の挨拶は終わりました。

次に、副委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別委員会天野秀実副委員長、御登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

〔（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別副委員長 天野秀実君 登壇〕

○（仮称）ウィンドファーム八森山事業計画の白紙撤回を求める請願審査全員特別副委員長（天野秀実君） 天野でございます。今野公勇委員長とともに、皆様の意向をしっかりとまとめることができるよう、最大限の努力をいたします。皆様の活発な御意見、御発言、意見を頂戴できますようお願いを申し上げます、挨拶と代えさせていただきます。今後ともよろしくをお願いいたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、副委員長就任の挨拶は終わりました。

日程第4 一般質問

○議長（中山 哲君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

最初に、11番山田康雄議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。山田康雄議員。

〔11番 山田康雄君 登壇〕

○11番（山田康雄君） トップバッターの一般質問で、大変緊張しております。また、今回の9月議会は、6月の議会で一般質問がお二方だということから、あつてその反動のかなというふうな、私も6月議会で発言はしなかったものですから、9月議会は一番最初に一般質問をしようと思って、提出させていただきました。

その前に、先般の台風11号が本町に被害がなかったなということ、まずもって胸をなで下ろすような心境でございます。そこでまず、一般質問に出させていただきました、過般7月13日から16日の大雨による被害状況についてということで質問させていただきました。

本町より被害状況について報告がありましたが、全部で被害総額は幾らぐらいですか。また、土木被害の金額、それから農業被害の金額はどれぐらいになるかをお伺いをいたします。それから、工事復旧はどのようになっているのか、また、場所においては復旧

を急ぐ箇所もあると思いますが、どういうものなのかをお伺いします。

過般、町長の行政報告では、8月に補正をもって対処しているというような報告もございましたけれども、この間の13日～16日の関係の復旧工事はどのように進めていくのか、まずもお伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 山田康雄議員の質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず、7月の13から16日の大雨被害ということでの質問のようでございます。公共土木施設関係、まずお話を申し上げたいと思います。

大雨による被害状況であります。道路の路肩やのり面の崩れ、未舗装道路の路面の洗掘等が発生をしました。また、河川や沢において、護岸やのり面の崩れが発生をしております。8月31日現在の被害状況ですけれども、道路等では29か所、河川で6か所、合計35か所となっております。被害額であります。道路等が440万、河川が62万、合計で502万程度ということになります。

次に、農業施設の被害状況であります。町関係の施設では、林道や作業道の路肩崩れや路面洗掘、堰や水門ののり面崩れ等の被害が発生しました。農地関係では、水田ののり崩れや土砂等の流入、水路やため池でののり崩れ等が発生した状況であります。また、土地改良区関係の施設でも、堰あるいは圃場整備内道路ののり面崩れが発生しております。

8月31日現在での被害状況報告では、町関係施設の林道、作業道の路肩崩れや路面洗掘が10路線、堰ののり面崩れが2か所、水門の流木詰まりが1か所、水路ののり崩れが1か所で、計14か所でございます。また、個人の施設では、水田ののり崩れや土砂の流入が24か所、水路ののり崩れが2か所、ため池ののり崩れが1か所、作業道の路面流出が1か所で、計28か所でございます。土地改良区の施設でも、堰2か所でのり崩れや土のうの流出、高城地区圃場整備区域内道路ののり崩れが発生をしております。

次に、被害金額でありますけれども、町関係施設では898万3,000円、個人施設の水田等の被害金額は434万3,000円、合計しますと1,332万6,000円と、この程度で見込んでおります。

次に、復旧状況であります。被災箇所の中で崩れた土砂が用排水路を塞ぎ、稲刈りなど営農に支障を来すおそれがある箇所や、交通量が多く、大雨等によりさらに被害が拡大することによる住民生活の影響が懸念される箇所については、予備費を充用し復旧作業を行っております。また、未舗装道路の路面洗掘など軽度な箇所等については、町直営で復旧作業を行っております。残余の被災箇所につきましては、稲の収穫後に実施することとしております。また、個人関係施設の農地復旧については、重機借り上げ等に要した費用の10分の1を補助したいと考えており、今議会に補正予算を提出をしております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。

今回の13日から16日の大雨の被害でございますが、その中には、過般台風19号の被害、3年前ですか、その被害を受けた箇所も、今回の大雨でさらに被害を被った場所が何か所かあるはずだと思いますが、その台風19号と、さらにこの間の大雨で被害を受けた箇所がもし捉えてあるのであれば、それをお聞きしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

令和元年台風19号の被害の関係でございますが、その当時約95か所ありまして、今回は35か所ということですが、同じ場所という被害の報告でございますが、15か所あります。地区名で言いますと、小栗山地区が3か所、平沢地区で4か所、高根地区で1か所、王城寺地区で1か所、道命地区で1か所、袋地区で3か所、北大村地区で2か所でございます。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。

今言った令和3年度に台風19号の被害を被った箇所も、今回15か所あるというふうな報告でございますが、特に私強く要望というか、質問させていただきたいのは、小栗山地区の県の指定、要するに危険区域と言われる箇所が、今回も19号台風で青いブルーシートをかけた箇所が、また今回も被害を受けたというふうなことで、そこは私有地でもあるということも重々分かるんですけども、どうもあそこの区域、小栗山の地名を、名前を言うべきものなのか、言わなくても分かると思いますけども、あの箇所何回も被害を被っているということで、そのたびに私のところに電話が、連絡が来るものですから、何とかこの台風、今回の台風11号が、本当に本町を避けて通っていただいたというのは大変不幸中の幸いなのかなと思っています。

そういった中で、私有地だから町では復旧ができないというふうな形で見てるのか、あの小栗山地区の、あの今言った県の危険区域の方々のことを、あの区域をどのように捉えているのか、ここで確認しておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

土砂災害警戒区域ということだと思うんですけど、そちらのほうの御説明をいたします。そちらは、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害による被害を防止、軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することが目的で、住民などの生命や身体を土砂災害から守るため制定された法律でございますので、ハード事業のほうには、県のほうにお聞きしますと、そちらはやっておりませんので、お答えいたします。

以上です。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ちょっと今、私理解しがたいんですが、ハード事業をしていないという最後のくだりなんです、あそこの区域は県の指定危険区域として指定されてる場所ですよ、5件だと思ったかな。そんなことで、その災害があるたんびにあの地区の方々が、いつもその、どういう被害が受けるのかなということで大変心配している区域でございますので、何とか町では県に働きかけることはできないものなのかなと。さらには、小栗山地区の集会場も大谷地地区に移った経緯がそこにあるんだと思いますから、あの区域のこの災害、これから、今9月7日ですけども、いつ台風が起きて、どのような状況になるか分からないというような区域が、ずっとあそこの地区の方々は心配しているものですから、県のほうへのそのお伺いの考え方というものをここで、もし分かる範囲内で答弁していただきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

こちらの今言った件でございますが、県のほうにはお話のほうはしております。それで、県の回答でございますが、以前に地滑り区域で擁壁とか、そういうものを県のほうで工事した場合、災害が起きた場合は補修はしますということで、今回のこの土砂災害警戒区域というところは、避難等のソフト事業でございますので、県のほうではちょっと難しいというお話は受けております。

それで、今回町のほうでは、その小栗山地区の方の水路等については、工事のほうはもう終了しております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今課長の答弁で、水路のほうは工事終わっていますというけども、地滑りした場所は、箇所は、あのままの状態では何もできないと、町ではできないんだというふうな捉え方でよろしいんですか。県のほうでは指定をしますけども、ただあそこの区域にいる方々は、ちょっと話飛びますけども、県の指定区域受けると、うちの息子が嫁が来なくなるんだと、逆にそういう県の指定を受けないほうがいいんだという話も、かつてそういう話も聞いたもんですから、やっぱり町で、毎回台風来るたんび、台風、大雨来るたんびにああいう被害を受ける地域があるということ、町ではやっぱり深く重く受け止めて、県でやれないものを町で何とかフォローしてあげるべきものではないのかなということ、まず町長にその辺お伺いしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 人情的には大変分かる話なんですけれども、果たして町のほうでそういうところまで、手を積極的に下していいものかどうか判断をしながら、ちょっと県のほうにも相談をしてですね、何かそういう事業があるのであれば、何とかということにもなろうかもしれませんので、ちょっとまずこれは保留をさせていただきます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） その地域の方々は、何とか町であれ、県であれ、やっていただき

たいと、やってもらふものだというふう期待を込めてるものだと思いますので、あのままの状態がいいということではないというふうなことを、まずもって確認してもらいたいなということでございます。

それから、今町長の答弁にありましたけども、個人で被害を受けた箇所が28か所ですか、町関係と個人の被害、それから今言った町長の方針の中では、工事費の10%を、台風19号のときもそうだったと思いますけども、その申請していただければ、工事費の10%を町で見あげるというふうなことの報告ですが、その辺の御答弁は再度お願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

令和元年度10月に発生しました台風19号の被害については、個人のその農地等の復旧については、町の災害復旧の補助事業を使いまして、復旧費の10分の1の補助を行ったということで、それ以前についても災害時はそういった補助事業、内容の補助事業でございますので、今回もそれを適用して復旧に当たりたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。かつての台風19号のときと同じ取扱いをしたいというふうなことで、理解をいたしました。

そして、話、質問がちぐはぐになるんですが、町長の行政報告ではもう、さらにその復旧に当たっているという報告がございましたけども、どうしても稲刈り後というふうなことの工事が着工しなければならない箇所も何か所かあるようでございますが、その辺の予算の措置は、今回9月の定例会に予算措置をしているものなのか、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

農業施設災害と申しますか、その辺については、今回の9月補正にて対応するよう予算計上しております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） ありがとうございます。行政で的確にそれに措置をしてくれるということで、まずもって安心をさせていただきました。

次に、議長、2問目に質問してよろしいですか。はい。

それでは2問目、農業関係についてと、大変大ざっぱな質問でございますけれども、ロシア、ウクライナの戦争により、農業資材の高騰により、農業経営が危機的状況に追い詰められていると思います。そこで、本町としてこの問題をどのように考えているかお伺いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 山田康雄議員の2問目、農業関係についての質問にお答えを申し上げます。

今質問の中にあつたとおりで、ロシア、ウクライナの戦争等による農業資材の高騰については、燃料費をはじめ輸入牧草、配合飼料、肥料類についても価格が高騰をしております。それに加えまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、農産物価格は不安定な状況が続いており、農業経営は大変厳しいという状況にあります。

町としては、物価高騰によって生産コストがどの程度上昇するか、関係機関と連携をし、情報を収集している状況でございます。国・県では資材高騰対策について公表しておりますが、今後の動向を踏まえ、米の概算金の状況を見ながら、町として対応を検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 分かりました。

それでは、町長の対応を検討しておくということなのですが、特に肥料の値段は町長はお分かりかと思えますけれども、来年から1.5倍、今回農協から来年の肥料の予約ということで、農業資材予約の通知がありました。今までの肥料を買うのに1.5倍という値段、それから尿素では3.8倍、リンアンでは4.3倍、塩化2.6倍というふうに相当な値段が高くなると、今年の9月から来年の春先の肥料までそのような価格だと。農協の営農部長から一応資料をいただきましたけれども、全てがこれだけの高い農業資材、特に肥料が高くなる。

そういった中で、特に色麻町では大規模、要するに面積を多く作っている方々は、かなりこの肥料代の高騰については、相当な支障を来すものではないかなというふうなことでございますので、何か町長の言葉では簡単に対応しておきますというようなことでございますけれども、相当な金がここに投資せざるを得ないと思えますけれども、そういう投資することについての町長の覚悟をね、ここで確認しておきたいと思えますが、まあ私が言うまでもなく、宮城県では、色麻町は水田面積が耕作面積で一番多いというふうな水稻単作地帯でございますので、その辺を踏まえて、町長としての対応をさらに掘り下げてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 具体的には、まだ決めているわけではございません。国のほうでもこの対策ということで、800億ぐらい予算は確保しているということのようであります。単なる肥料の分だけなのか、あるいは餌、そういうのも含めてなのか、ちょっと具体的には分かりませんが、この農業関係についての予算として、国としては800億ぐらいは確保していると、こういうことですので、その金額が具体化して、どのようにこの個人的にはその影響が出てくるのかということを見極めながら、それから、さっき申し上げたとおり、今年は去年の米価のような価格ではないと思っはいるんですけれども、そういう米価の関係も見ながら、具体的に町としてどの程度の助成ができるかということについての判断をしたいということで、今のところ具体的にどの程度と

ということには、まだ申し上げるわけには、申し上げるところまでは行っておりません。

○議長（中山 哲君） 山田康雄議員。

○11番（山田康雄君） 今の町長、大変ありがとうございました。それも早いうちに、来年の作付は、もう稲刈りが終わりますと、来年の農業資材の注文が農協から毎戸に配られておりますので、町の対応も急いで、その回答をしていただきたいなというふうなことを思います。

それと、最後にですね、河北新聞の声の交差点ということで、この農家の苦境をぜひ理解してというね、文言がございましたので、このことについて町長の感想をお聞きしたいのでちょっと読み上げます。「農家は、この秋を素直に喜ぶことができません。なぜかといえば、今年の米価は一時半値となりました。今年の米価がどうなるのか、皆心配しています。今の農家は皆、希望を失いつつあります。このままでよいのでしょうか。米作りではほとんどの農家が赤字です。赤字ならやめればよいと思うかもしれませんが、先祖伝来の田を荒らしてはならない、の思いがあります。肥料、農薬、農機具、燃料など、これだけでも赤字です。自分はただ働きです。それでも農業に対する思いは人一倍あるつもりです。皆同じ気持ちだと思います。その気持ちをいつまで持ち続けることができるでしょうか。今、世界には異常気象となっています。いつまでもあると思うな親と金、に食料も入るときがやってくるかもしれません」という声の交差点を見て、私はこれを町長がどのように受け止めるものなのか、一言お願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 私も農家で今までやってきたものですから、農家の皆さんの状況については十分承知をしているつもりであります。今ばかりではないんですけれども、世の中が全部今インフレですよ。特に外国がインフレでひどいと、日本もそのあおりを食っているという状態なんですよ。思うにはね、この農産物っていうのは、自分で価格を決められないというところなんですよ。1次産業は皆なんですよ。1次産業、農林業は皆なんですよ。自分で価格を決められないわけですよ。こういう生産費が上がっても、それを価格に転嫁するというのが、自分でできないんですよ。この辺が何て言いますかね、これだけどうにもならないんであるんでしょうけれども、あくまでも需要と供給の中でしか価格が決まらないというところに、このジレンマといいますか、何ともこの農家としては厳しくなる最大の条件がそういうことなんじゃないかなと思っています。

そういう中であっても、やはり農家の皆さんの生産意欲を失わせないようにすることが一番大事だと思います。そういうことを意識しながら、さっきの繰り返しになろうかと思いますが、何とか町のほうでできる限りのことについては、農業関係だけではないんですけれどもね、例えば運送関係も何も全部油も高騰しているという状況ですので、それぞれできる範囲の中で対応をしたいというふうには思っております。具体的になったときに、皆さんの期待どおりになるか、ならないかについてはまた別ですけれども、町として精いっぱい努力はしなくちゃならないという思いでおります。

○議長（中山 哲君） 終わりですか。

以上で、11番山田康雄議員の一般質問が終わりました。

次に、4番白井幸吉議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。4番白井幸吉議員。

〔4番 白井幸吉君 登壇〕

○4番（白井幸吉君） ただいま議長より発言のお許しが出ましたので、通告しております質問事項によりまして一般質問をさせていただきます。

通告内容はですね、燃料や生産資材の高騰に対する支援策ということで質問をさせていただきますが、これにつきましては、ロシアによるウクライナ侵略の影響も含めまして、社会情勢が大きく変化した中で、穀物需要の増加とかですね、原油・天然ガスの価格上昇に伴いまして、エネルギーとなる燃料価格や肥料なども含めて、農業に関連する生産資材の価格が大幅に高騰しております。そのことによってですね、我が町の基幹産業である農業はもちろんのことですが、全ての産業に大きな影響を及ぼしているということは、既にもう現実以上の状況になっておりまして、その状況を踏まえましてですね、町の考えをお聞きしたいと思っておりますが、前段で同様のですね、質問の中に対しましては、今後の国・県の動向を踏まえてですね、検討してまいるといような回答だったと思っておりますが、改めて質問したいと思っております。

農業に関連する生産資材の価格は、現状として2020年7月を100とした場合においてですね、現在は36%の高騰になっていると、状況だそうであります。また、配合飼料、これも46%高騰していると。円安とか、世界的な資源、穀物高になってですね、資材価格の高騰がやまないという状況であります。

このような中でですね、米価の低下も昨年大きくありました。そんな中で、農家の経営は本当に逼迫している状況であります。その中でですね、肥料や生産資材などの高騰に対しまして、農家への支援策について何らかの対策を行うべきではないかと考えますが、その考えについてですね、お聞きしたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 白井幸吉議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど山田議員の質問も同じような内容でございましたので、大体回答は似たような回答になろうかと思っておりますが、資材高騰については燃料、肥料、輸入牧草や配合飼料など多くの資材等の高騰が農業経営に大きく影響を及ぼしているのが現状であります。このような状況の中、国の肥料高騰対策として、今年の秋肥料、来年の春肥料に対する支援が示されました。県の燃料高騰対策については、省エネルギー化を図る乾燥機への転換に対する支援が行われるようです。

町としましては、今後の国・県の動向や、米の概算金の動向、肥料や家畜用餌などの高騰状況の情報を収集しながら、畜産農家の支援を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 回答はですね、先ほど前段での質問と全く同様であります。このままの状態が、高騰の状態が続いて何の対策も取らなければですね、離農者も出てくるという、差し迫った状況になっていると思います。

先ほど町長が言いました国の肥料高騰対策ですね、新聞になどにも載っておりましたが、この肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するための施策としてですね、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、その上昇分の7割を支援する内容となっているようですが、そしてまたこの事業はですね、要件がありまして、15以上の取組メニューがあるということでもあります。その中でその二つを取り組めば、この事業に該当しますということでもあります。そしてまた、5戸以上のグループでの申請となるというようなことも記載されていますが、やはり内容はですね、なかなか容易なものではないと。

取組メニュー、15ありますけれども、これ全部言うものでもないと思いますが、例えば土壌診断とかね、生育診断、あと堆肥の利用、汚泥肥料の利用、有機質肥料の使用、あとドローンの活用とかですね、育苗ポット施肥の利用とかですね、いろいろあるんですけれども、中にはやってる方もいると思いますが、皆さんが皆さん、これを全部、二つをですね、クリアするように取り組めるものでもなかなかないというような考えがあります。ですから、国ではですね、いつもながら難しい条件をもって補助要件となっているという状況だと思います。

その中でですね、先ほど言いましたけども、土壌診断の施肥設計ということで、土壌の不足する養分と過剰な養分を把握して、適正な施肥によって肥料のコスト削減をするという取組、またそのほかの要件、先ほど何点か申しましたが、その要件の中でですね、取り組むことができそうなメニューというものは、その地域地域においてあると思います。ですから、今回の肥料価格高騰対策事業に取り組むということに対してですね、町がある程度主導して、農協さんと一緒になって土壌診断などに対して対応していただければ、農家にとってこの高騰対策事業に取り組むということができるようではないかと考えますが、その町が主導して農協さんと一緒にやるという考えを持っているものなのかどうか、今後持つことを検討するのかどうかですね、回答をお願いしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

今その国の支援制度というお話がありますが、これについては国で行う肥料価格高騰対策事業でございます。その中で15の取組メニューの中から二つほど選択するということなんですけども、これについては、その事業の中の化学肥料低減計画書の中のメニューをおっしゃっているのかと思います。

それで、この15の取組メニューなんですけども、これまでもその肥料低減に結びつく取組も実施していれば、それも含めてカウントする、二つ以上の取組として認められるということですので、例えば去年からその肥料の低減の取組、この事業に該当する取組をし

ていただいておりますのであれば、もう既に一つの取組がなされているということで、新たにもう一つの取組を実施してもらおうということで該当になります。例えば、もう既に二つやっていますよという農家さんがあれば、そのうち一つを、さらにこう1段1段強化した形で取り組んだ場合も対象にするということでございます。

取組メニューの項目については、その土壌診断だとか、生育診断による肥料設計や堆肥の利用、それから有機質を含む化学肥料なども認められるということで、またリン酸、カリを慣行栽培よりも抑えた肥料の利用なども対象ですし、条施肥というんですかね、側条施肥とよく言ってるんですけども、こういったものとか、畑作の場合であれば大豆であれば、畝立て同時施肥というんですか、そういった技術も対象になります。当然、その水稻だけじゃなくて、畑作も全て対象になっていくということでございます。

それで今、国ではこういったお知らせをしている状況ですが、まずもって県でどこがするかっていうのはまだ決まっておりません。その県レベルでどこがするかというのをまず決定していくという中で、今度は地域的には、まず色麻町であればほとんどがその農協さんから肥料等を購入していますので、農協さんから買っている分については農協さんが窓口になると。それ以外については、それぞれの事業所が窓口になっていただくということで、さらにその町段階の窓口についても、一部再生協議会というお話もあるんですけども、今後その煮詰めていかなければならないところです。いずれにせよ、その加美よつばさんと連携を取りながら、農家さんが取り組みやすいような体制を取っていきたいと思います。

それで、先ほど来よりその肥料高騰のお話が出てますけども、令和5年産の水稻の肥料ですね、農協のその主力となる化学肥料ですね、これについては20キロで大体1,600円から1,650円、10アールあたりにしますとこの2倍程度になりますので、やっぱり10アールあたり3,200円から3,300円の支出が増えるということですので、畜産農家の方々、それから畜産農家にその堆肥を散布していただいているの方々については、そういったことを積極的に取り組んでいただきながら、それから例えば本町であればイセグリーンだとか、あとは加美郡内に広げれば「エコ堆くん」というふうな有機質肥料もございますので、この大分資材が高騰しますので、こういったことを工夫しながら取り組んで、農業を継続していけるようですね、町としても支援していかねばならないということで考えております。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 要するに、化学肥料の低減計画書の取りまとめ等については、宮城県において窓口は農協さんとか、再生協になるということでよろしいですか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

県レベルの窓口については、県独自の協議会を設置するということですが、想定されるのは宮城県の農業再生協議会なのかなというふうなことでございます。

それから、町の窓口については農協、それから肥料取扱い事業所、そこに町、それから、まだ決定ではないですけども、農業再生協議会などが加わっていくのが一番スムーズにできる方法なのかなということでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 分かりました。

これらについて、農家の方々に周知をしていただいておりますね、多分こういう冊子とかあると思いますが、こういうものを周知していただいておりますね、二つ以上の取組の中で幾らかでもですね、上昇分7割ですか、それらを申請できるような形でやってもらいたいと。

農協さんの肥料の話も前段で出ましたけども、例えばですね、やはりその1.5倍以上上がってまして、「てまいらず」20キロですね、私のうちなんかでは通常1反歩に1袋から2袋半、2袋としてですね、今回1.53倍の上昇で、3,500円が5,350円になります。1,850円上がります。2袋ですと3,700円ですか、上がりますね、1反歩でね。相当な上昇率なんですよ、とんでもない値上がりになっております。このような状況で、やはり米を作るならば、もう本当に原価割れも甚だしいということになると思います。ですから、このような化学肥料の低減計画について、ぜひ取り組んでもらいたいと思います。

宮城県でもですね、先ほど町長の回答の中で、燃料高騰対策ということで、省エネの乾燥機ですね、その事業があるんですけども、補助率2分の1で上限が150万円、1台がですね、乾燥機の購入支援であります。そのほか、乾燥機のメンテナンスの支援もあるようでございます。上限5万円ということになりますが、ただ、この事業主体について、経営面積が20ヘクタール以上というような条件がある。となりますと、購入したくてもできないという方がおります。このような状況の中で、現在そのような申込みが既にあるものなのか。8月10日より募集されてるようですけども、募集して、町のほうでその辺把握してるものあるものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その国の支援制度については、町のホームページでそういったことをお知らせしておりますし、直接宮城県から認定農業者さんなどに周知がなされたということでございます。

しからは、その何人ぐらい申込みされてるんだということなんですけれども、現在の何人だということとはちょっと申し上げられないんですけども、数人支援センターのほうに相談に参っている方がいる状況でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 国の肥料高騰対策、県の燃料高騰対策ですね、農家にとってはですね、厳しい条件があると思いますので、その辺はいろいろ指導をしていただきたいと思います。こんな中で多分こう使えないの中で、町がしっかりしなくちゃいけないというようなところも出てくると思うんですけども、農家に対して、先ほども最初の質

問の中で、検討していくということなのですが、今までの質問の状況を踏まえてですね、町長はちょっと何か考え変わったかどうか聞きたいと思いますが、何とかその支援策、町の支援策あるんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 農家関係についての支援ということについては、何回も話を出したとおりでして、今言ったような米価の状況を見ながら、全体的にその助成を考えると。それから、餌、肥料関係ですね、そっちのほうはそっちのほうでまた考えるということで、具体的なこの程度ということについては、今申し上げる状況ではございません。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） 我が町にも新規就農者の方というのがおりますが、この方々は新規ということも踏まえてですね、土台的にまだまだ固まっていない状況なのかなと思います。今後の町の農業を担っていただくという観点から、このような新規就農者の方々に対してですね、この状況を踏まえて何らかの対策も考えるべきではないのかなという思いがありますが、対策としてどのようなことを、新規就農に対しての考えは持っているものなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

その認定新規就農者でございますが、令和4年度で対象になって、国からその支援を受けられてる方というのが、継続が1経営体、それで新規が2経営体ということでございます。なお、これまでの延べ経営体数にしますと9経営体ほどになりますけれども、やはりその新規の就農でございますので、経営についてはなかなか厳しいということで、その厳しさの中にもその経営規模だとか、その経営種別っていうんですか、何の作物を作っているかということでも大分違ってくるのかなと。畜産であれば、大分高値が続いておりましたが、ここ2か月ぐらいでは、大分その子牛価格が下落しているということもありますので、認定農業者に限らず、ほかの農業者の皆さん全体も見比べながらというんですか、その支援について検討してまいりたいというところでございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ぜひですね、検討をしていただくと。農業者がですね、将来展望を持って安定的に農業に取り組むと、そして営農ができると、そして生活ができるというようなことですね、その生産資材の高騰対策については、国や県が手の届かないところに対して、町としてぜひ行うべきであると思います。町の基幹産業としての自覚を持って対応していただきたいと思いますが、この件について最後にお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 本町の基幹産業ですから、これは大事に考えております。去年は、大規模な農家ほど大きく痛手を被る状況になりました。そういうことではいけないわけですね、規模が大きい人だけがマイナスが大きく背負うという、こういうことは避けなくちゃならないんだというふうに思っております。いずれにしましても、町としてはで

きる範囲の中ではありませんけれども、精いっぱい農家の皆さんの手助けをしなくちゃならないという思いではあります。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） ②番目のですね、すみません、そういうことで、①番についてはですね、基幹産業ということをしかりと自覚を持って対応してもらいたいと思います。

次、②番目のですね、エネルギー価格の高騰に対して事業者への支援策を行う考えはあるのかということですが、このエネルギー価格の高騰、もちろん農林業、物流業者にとっても大変厳しいものがあります。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金の実施計画においてですね、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として活用している自治体が1,760団体あるとの報道があります。これらの事業、対象事業にはですね、生活支援と産業支援とがありますが、これまで町において生活困窮者、子育て支援などには対応してきているところであると思いますが、その燃料高騰分の産業支援、農家や車両を扱う事業者への燃料高騰分としてのものはなかなかなかったのではないかなと思います。勘違いならお許し願いたいと思いますが、なかったのではないかなと思います。

その燃料高騰によってですね、経営的に相当厳しい状況の中で、我が町のそういう事業者も同様な状況では当然あるわけですが、このような状況に対して、町長はどのように現状として考えているかお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） まず、町に対しては、大崎のトラック協会のほうからの要請が来ております。思うに、運送関係については、相当の軽油高騰ということで、厳しい状況であるということは、これは察して余りあるような感じがします。そのことに対しては、何とか今月中あるいは10月にも少し入るかもしれないけれども、その中でどの程度の助成ができるか、これを大体の金額を出したいというふうに思っております。

また、今農家でも、結構ガソリンから軽油からいろいろ使うわけですが、その辺についてのことについては、これまでも町のほうでの手当てはしておりません。今のところは、そのことについては、まだ考えてはおりません。あくまでもトラック協会、あるいはバス関係、あるいは仮にタクシー関係、そういう業者関係が、まずもってテーブルの上に乗せて今検討中だということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） これについてはですね、前向きに検討してもらいたい。

県ではですね、運送事業者原油高騰緊急支援補助金というものが創設されているようでありまして、小型・軽以外ですね、大きい車ということなんでしょうけども、これ3万円という、1台あたり3万円、小型車については1台2万円、軽については1台1万円というような補助金を創設しているようではありますが、これについてもなかなか微々たるものでですね、なかなかそういう事業者に対しては、なかなか支援にはならない金

額なのかなあとと思います。

そんな中でですね、その事業者への対応として、隣といいますか、大崎管内の涌谷町で、町内の運用事業者に燃料費の補助を行うとの報道がありました。対象はタクシー、バス、トラックですね、そういう運輸業者で、4月から9月の燃油代に応じて1リットル15円を補助する内容ということで、1社当たり100万円を上限とすると。財政再建計画を行っている涌谷町でさえも、このような補助を行うわけでありまして。でありますから、町内の事業者をいかに大事にしてるかというのが分かります。その事業の継続、従業員の就業というのを本当に思っているのだなあということが分かります。

これまでコロナ関連の交付金でいろいろな支援、給付をしているわけですが、けれども、この燃料費高騰に対し、施策にしてもですね、その給付事業で行えるのであればやれるのではないかと思います。先ほども検討するということですが、もう一度お願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 地方創生臨時交付金がありますので、その中で対応できると思っておりますので、今検討中でございます。

○議長（中山 哲君） 白井幸吉議員。

○4番（白井幸吉君） そういう事業者、産業支援ということですね、町内の方々が多く働いているわけでありまして、事業継続を考えてですね、給付事業を行って、安心して就労していただく、働いていただくということが非常に大事だと思います。ですので、その辺をですね、考えからして、町民の方々の安定的な就労も含めてもう一度回答をお願いします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 質問されているその思いは十分分かりますので、そういうような気持ちを込めて、あくまでもこの限りはあるんですけども、町としてどこまでできるかということにはなりますけれども、それは考えております。やりますから。（「終わります」の声あり）

○議長（中山 哲君） 以上で、4番白井幸吉議員の一般質問が終わりました。

次に、6番小川一男議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。小川一男議員。

〔6番 小川一男君 登壇〕

○6番（小川一男君） それでは、一般質問を行います。

質問に先立ちまして、私は回答書は要求しておりません。よって、簡潔明瞭な説明でお願いしたいと思います。さらに、今回多くの議員の方が質問されている現状を鑑みて、私も思いが伝わるような内容で、これから質問したいと思います。

それでは、通告しております農村環境改善センターについてですが、この件につきましては、過去2回質問しております。幸いなことに2回目、令和3年9月の会議においては、町より修繕方法を早めに検討したい旨の回答がありました。よって、その修繕方

法の検討した内容と、その結果について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員にお答えを申し上げます。

農村環境改善センターの床の件でございますけれども、昨年の9月に大変お叱りを受けた件でありますので、十分検討をさせていただいております。その内容と結果を申し上げます。

今回、農村環境改善センター改修工事に係るホール床の修繕について検討するに当たりまして、建築業者に現場を確認してもらい、三つの工法の参考見積りを徴取いたしました。1つ目が、既存のシートを撤去後にクラック処理し、現状と同じビニール床シートを張り替える工法、2つ目が、既存のシートを撤去後にクラック処理し、タイルカーペットに張り替える工法、そして3つ目が、既存のシートを撤去後にクラック処理をし、ビニール床タイルに張り替える工法、この三つの工法を検討をいたしました。

それで、この1つ目のビニール床シートを張り替える工法で行った場合、再度湿気等により床の膨らみが発生するおそれがあるということでもあります。2つ目のタイルカーペットに張り替える工法では、床の膨らみは出にくくなりますが、改善センターは基本的に土足での利用となっているために、カーペット状だと清掃等管理の負担が大きくなると。そして、3つ目のビニール床タイルに張り替える方法では、タイルの厚みが2.5ミリあるため、床の膨らみも出にくく、耐久性、防水性に優れ、土足でも清掃等の管理がしやすいという利点があります。よって、これらの三つの工法を検討した結果、この3つ目のビニール床タイルに張り替える工法を、候補として今考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま町長より、検討の内容につきまして詳細な説明をいただきましたが、最終的には改修するという結論。

それではですね、その三つの方法の選択した中で、具体的に工事金額は幾らなのか、並びに実際その工事をどのような工事工程で計画をしているのか、次に質問いたします。

○議長（中山 哲君） 環境改善センター所長。

○社会教育課長兼公民館長兼農村環境改善センター所長（山崎長寿君） お答えいたします。

3社から見積りをいただいた中で、1番安価な金額だったのが、10月末にいただいた金額なんですけど、消費税込みで350万。350万です。

時期的なものにつきましては、やはり冬季間であれば、そういった接着の部分がなかなかくっつかない時期ですので、時期的にやるのであれば、春先から夏場の湿気の多い期間を避けまして、秋口という、春か秋というふうなお話をいただいております。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 工事総額が約350万。それで、具体的には春先以後ということで

すが、当然これは来年度、令和5年度に予算計上して実施する計画なのか、その辺について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） およそ350万、去年の見積りですので、若干上がると思いますけれども、来年度の予算に計上をしたいという考えであります。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 今金額について説明がありましたが、やはりこういう社会経済状況下であれば、多少のアップは見込んでやらざるを得ないとは思いますが、ただですね、来年度実施するということですが、できれば上半期に実施してもらいたいです。というのは、町長の任期中に一応これを仕上げていただかないと示しがつかないと思うんですが、その点について町長の見解を求めます。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 誰がなっても、大体今言ったような工程の中でやられれば、小川議員の質問に対しては、責任ある結果ができるものだというふうに思います。必ずしも私の任期中ということになるか、ならないかは分かりません。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） やはり、ここでこのような計画を計画した以上ですね、任期中、在任中にやっぱり履行するのが本来の町長の責務じゃないかなと私は思います。どのような形にせよ、関わった町長がやはり結末っていうか、けじめだけはつけてもらいたいなと思います。ただ、先ほど説明がありましたけれども、令和5年度中には完全に改修して、やるということで理解してよろしいわけですね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） そのとおりでよろしいです。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 通告の2問目に入ってよろしいですか。（「はい、どうぞ」の声あり）

1問目につきましては順調に推移しましたので、早速2問目に入りたいと思います。

令和4年の7月15日の大雨に対する避難体制についてですが、ほかの議員さんもいろいろこの大雨に対して被害等、補填等、対策等について質問はあるようですが、私はこの避難体制についてちょっと2点ほどお聞きしたいと思います。

先ほど、先般の議員の中にもありましたが、今回ですね、7月15日の避難場所につきましては、ここに総括でいただいた資料があるんですが、町指定ということで加美農業高等学校、それから伝習館という形で指定したわけですが、その選定、指定した理由についてお聞きします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員の2問目、この前の大雨に対する避難体制ということについての質問でございます。

ちょっとこれ、詳しく申し上げなくちゃならないかと思しますので、長くなります。

去る7月15日の大雨警報発表に伴い、農業伝習館と加美農業高等学校の2施設を町指定避難所として開設をいたしました。

初めに、避難所を開設した経緯について御説明をいたします。

まず、7月15日午後1時40分に、仙台管区气象台から本町に対し大雨警報が発表され、それに伴い災害警戒配備をゼロ号配備とし、建設水道課及び産業振興課に、河川や土砂災害警戒区域等の町内発災危険箇所の巡回を要請し、情報収集に当たりました。

午後3時には气象台から電話連絡があつて、夜中の時間帯に警戒レベル4の土砂災害警戒情報の発表を想定しているとの情報提供を受けまして、加美農業高等学校に対して、避難所を開設することについて協議をし、必要となった場合は、体育館に避難所を開設する旨の了承を得たところであります。

また、午後4時20分に土砂災害が警戒される王城寺、高根、小栗山の3地区の区長さん方に対し、避難が必要となることに備え、各集会所等に避難所開設についての町の方針をお伝えをしました。また、平沢地区の区長さんに対しては、加美農業高等学校の体育館に避難所開設の想定をしていることについて、事前に町の方針をお伝えをしました。

午後5時には、降り始めからの累加雨量が45ミリを観測したことにより、土砂災害に対する注意が必要となったことから、午後5時45分に王城寺、高根、小栗山の3地区の区長さん方に対し、集会場に避難所を開設していただくよう要請をいたしました。また、平沢地区の区長さんに対しては、地区の避難所は加美農業高等学校になることを、地区住民へ周知していただくよう要請をいたしたところであります。

また、午後6時に、当該地区を管轄する消防団班長に対しても、避難所開設及び必要に応じた自主的な避難を周知する巡回広報を要請いたしました。

午後6時過ぎから、一時的に雨は小康状態となっていました。その一方で、夜遅くから翌明け方にかけて、雨が徐々に強さを増すとので、避難情報の発令について検討いたしました。河川の水位が比較的安定していたこと、荒天時における夜間の避難は大きな危険を伴うことなど・・・し、また、災害対策基本法に基づく避難情報の発令は、町民に対し過剰な不安をあおり、不要な混乱を招くおそれがあつたため、同法に基づく警戒レベル3高齢者等の避難、警戒レベル4は避難指示等の避難情報の発令をいたしませんでした。その代替措置として、河川の氾濫や土砂災害を心配する方々の自主的な避難を可能とするために、午後8時に農業伝習館と加美農業高等学校に避難所を開設するに至りました。

次に、指定避難所を選定した理由について御説明をいたします。

前述のとおり、7月15日の夜遅くから翌明け方にかけて雨が強く降り続く予報となっており、河川の氾濫や土砂災害に警戒する必要がありました。令和元年東日本台風19号や、平成27年9月11日の豪雨などの過去の事例から、花川や河童川等の河川増水に不安を抱く方々が一定数いると見込み、そのような方々が気兼ねなく避難できる施設として、農業伝習館を選定いたしましたところであります。

また、7月13日の大雨の影響もあって、町内の土砂災害警戒区域の土壌雨量指数が不安定な状況でございました。王城寺、高根、平沢、小栗山の4地区においては、引き続き警戒が必要であるとの判断に基づき、土砂災害警戒区域の範囲外に地区の集会場がある王城寺、高根、小栗山地区に対しては、各区長さんに集会場避難所として開設をし、各地区の自主防災組織を中心に運営することについて協力を要請いたしました。また、平沢地区に対しては、平沢農業担い手センターが土砂災害警戒区域の範囲内に位置しておいて、同施設に避難所を開設できないことから、加美農業高等学校を避難所として開設するとの判断に至ったわけでございます。

以上ですね。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま指定避難所の選定について詳細に説明をいただいたんですが、ただ一般町民からすれば、土砂災害に関しては、先ほど町長の説明あった王城寺、高根、平沢、小栗山等はある程度理解できるんですが、そのほかの地域は町でいろいろ検討した内容を、明確にあるいは認識してない点多々あったやに町民の方から聞かれました。極端に言うと、極端に言うんですね、花川を境に西と東というか、2分割みたいな形で取った方も、町の本来の状況を全員にいい意味で把握しないで考えた、あるいは取った方も多々いるやに聞いております。よってですね、その辺につきましては趣旨内容等は理解しますけれども、もう少し町民に対する誘導ですね、部分的な地域的なだけじゃなくてですね、対応すべきではなかったかと思うんですが、その点についてまず1点。

それから、もう回答をいただきましたが、私はこの指定場所2か所プラスアルファの自主防災組織との連携について聞こうと思ったんですが、それは綿密に土砂災害で4行政区と連携やっていたということで理解はしましたが、当初の件について再度説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 花川を境に西と東というような考えというふうに捉えた方もいらっしゃるということでございますけれども、確かにそのように考えられる方もいらっしゃると思いますが、今回はですね、台風と違って風の心配がまずなかったということと、夕方5時ぐらいに巡回をした段階では、河川の水位がほぼ平常時と変わらないという状態で行ったので、可能な限りうちにいたほうが安全だという判断をいたしました。一時的に上から降ってくる雨なんかが多かった場合、飲み切れなくて、水路で飲み切れなくて一時的に冠水、湛水ということも考えられましたが、うちにいたほうが絶対安全だという状況を判断したということがありました。

それで、ただ町長の答弁でもしたように、どうしても不安になる方がいらっしゃるの、伝習館のほうを開けさせていただいて、どなたでも自由にどうぞというふうに有線放送で流させていただいたというのが今回の対応でございました。

対応の仕方は、多種多様でいっぱいあると思います。こうすれば良かった、ああすれ

ばいがあった、必ず反省点として出てきますけれども、その各集会所を開けていただくということも、これは一つの方法としてあるんですが、いろんな負担が当然伴いますので、それも含めまして今回はこのような対応をしましたので、御理解賜ればなというふうに思います。

町民の皆さんには、可能な限りハザードマップなんかをお渡しして、その都度その災害が来たときにどうするかというチラシとかですね、あと、去年の5月にはその避難の指示の方法が変わって、避難勧告というのがなくなって、もうダイレクトに避難指示というようなことが起きましたので、広報紙なんかで雨降ったらこういうふうに避難しましょうねというようなアナウンスなんかもしているんですが、それでも不安になられてそういうふうに考えていらっしゃる町民の皆さんがいらっしゃるということは当然事実でございますので、可能な限り皆さんにいろんなことが周知できるようにですね、今後も引き続きそのような周知をしていきたいなというふうに思います。

その部分的な対応だけではなくてというお話でございましたが、やはりその答弁でも申し上げたように、不安をあおるような避難所の開設の仕方とかですね、なかなか難しいということになります。では、町がこれから開こうとする避難所については、伝習館だったりとか、色麻学園の体育館だったりとかですね、あと、加美農なんか町が主体として避難所として開設するわけなんですけれども、それ以外は自主防災組織の行政区の集会所ということにしておりますので、自主的に、こちらからお願いしなくてもやったりする自主防災組織もあったりするんですが、今回はなかったんですけれども、そのような状況で、いろんなその災害が起きそうな状況というのを勘案しながら、我々としては町民に周知をしながら、安全に対策に努めているということで御理解賜ればなというふうに思います。

○議長（中山 哲君） 6番小川一男議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ではありますが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時11分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。6番小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま総務課長から、内容等についていろいろ説明ありました。確かにそのとおりだと思われま。ただですね、幾ら万全な退避を尽くしても、やはりいろんな形で不平不満はあると思うんですが、それなりに町として精いっぱい、これからもこういう形で対応してもらいたい。

それから、よくこの議場であるんですが、思いは伝わらないとまずいので、その辺は町民の皆様到的確に伝えてもらいたい。それをここでお願いしたいと思います。

次に、避難場所における受入体制と対応となっておりますが、これは町で指定した加美農業高等学校並びに農業伝習館の受入体制、主にですね、人の配置等について説明を求めます。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐兼福祉係長兼介護保険係長（小松英明君） 避難場所における受入体制と対応についてお答えいたします。

今回の大雨に伴う避難所の受入体制ですが、農業伝習館は、農業伝習館職員1名と保健福祉課職員5名の6名体制、加美農業高等学校は、保健福祉課職員5名と税務課職員2名の7名体制で、午後8時から避難者の受入れをいたしました。避難所の開設に当たりましては、新型コロナウイルス感染症の感染対策として、体温測定や手指消毒はもちろんですが、パーテーション等での分けをしながら受入れをいたしました。その結果、加美農業高等学校の体育館には、避難された方はおりませんでした。農業伝習館には6世帯11名の方が避難し、保健師や看護師等による見守りのかいもあり、体調を崩された方もなく、翌日の午前6時までには雨の状況を見て避難者全員が帰宅し、午前6時20分に避難所を閉鎖したところでございます。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 町が指定した2か所について、受入体制等について説明をいただいたんですが、ここで農業伝習館についてお聞きしたいんですが、今説明によれば、職員1名プラス保健福祉課の方5名、合計6名ということですが、あそこは当然加美農と違って、町で管理している場所だと思われま。そこで、職員1名、保健福祉課の方5名はよろしいんですが、あの設備の構造というか、内容について、今いる若い職員が、果たして1名で対応できるのかどうか。2年、3年あるいは担当課の中堅の職員が行ったのであれば分かるんですが、その辺は、もっと言いますと、あそこで会計年度任用職員が従事しているわけです。その方にも声をかけて施設等ですね、やるべきではなかったかなと私は思うんです。かつて、あそこを避難場所に利用して、かなり会計年度、昔は会計年度とは言わなかったんですが、職員が奮闘した経緯等があるんで、あの若い今の職員が駄目だというわけじゃないんですが、たまたま結果として11人ですか、避難されましたけれども、その辺はどのように考えているのか。やはり、あその構造とか、全部分かる会計年度任用の職員にも、当然応援を求めるときではなかったかと思うんですが、その点について、なぜ会計年度任用職員の協力を得なかったのか、説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 避難所の担当としましては保健福祉部ということで、保健福祉課とか子育て支援室がメインになります。たまたまその伝習館の職員1名というふうにここに書きまされたけれども、当日その勤務体制があったものですから、手伝っていた

だいたというような状況になります。会計年度任用職員の方に、その避難所のお手伝いということは基本的には考えておりませんので、その避難所を開設する場合は職員でやると。職員で、現実的に5名とか6名とか配置してありますが、本来はこんなに配置できないというところなんですね。3名程度でやると。あとは来た人たちで、いろんな人のお手伝いをいただきながら避難所をやっていくというのが基本的な考え方ですので、その会計年度をなぜ入れなかったかという御質問でございますけれども、そもそも最初から入れるっていう考えはないということです。

伝習館のその構造的なお話もされましたが、特に難しい構造ではなくて、お部屋があったり、それから研修室があったり、和室があったりというようなことで、加美農なんかもですね、加美農の学校の先生に手伝ってもらおうということではなくて、保健福祉部の職員が対応するというので、この辺常時訓練をしておりますので、伝習館の職員がいなくて何もできないということじゃなくて、鍵は開けていただきますけれども、それ以降はですね、通常伝習館の職員が残るということはあまりないんですが、今回は残っていたということなので6名体制をしきましたが、通常はそのような体制を取っておりますので、会計年度任用職員の方にまでお願いをしなくちゃならない状況というのは全くないということではないんですが、そこまでに至っているということはありませんでした。

それでですね、たまたまその今回ですね、そのベテランの会計年度任用職員の方も、避難者としてここに来ていただいておりますので、もし何があればその方にもお手伝いしていただけるような状況ではあったのですけれども、冒頭から申し上げましたように、そもそもその会計年度任用職員の方を避難所担当というふうには考えていないということで御理解賜ればと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） 職員を、一定の人数配置すればそれなりに対応できるやの説明ですが、現にですね、保健福祉課の方、今加美農について言ったんですが、現実に福祉課の職員があそこの構造とか云々っていうわけじゃないですけど、細部じゃないんですが、そんなに対応できるかっていうと、過去の事例を私聞きましたけども、結局大変失礼ですが、お客さんですよ。それよりも今話ありましたが、結果論ですけども、あそこを知り尽くしている職員にも協力もらっても私はやぶさかではないかなとは思っています。現に、現にですね、聞くところによりますと、会計年度任用職員の方でも指定されて待機しなきゃ駄目なのかとかっていう形で、いい意味ですね、思っていた方もいたらしいんですが、特に今の若い子がそんなに、今説明ありましたが、会計年度任用職員の方がたまたま避難されてきて、その指導、協力を得たということですが、来なかったらどういう形になってるか、現実把握してますか、担当課長として。たまたまその方が避難したから対応できたのであって、現実はまだ違ってるわけですよ。やはりその辺も実態に即応して、こういう避難体制であれば私は確保すべきではないかなと思うんですが、どうしても会計年度任用職員は当てにしていけないというわけじゃないんですが、この体制

には組み入れていないということであれば、これは仕方ないんですが、やはりその辺はもう少し柔軟な対応を取ってもいいんじゃないかなと思うんですが、再度説明をお願いします。

○議長（中山 哲君） 総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） その御意見はいろいろあるかとは思いますが、そのお客さんだとかね、そういうことで、我々が対応しているわけでも何でもありません。絶えずその担当となった職員は、その構造まで把握して、どこに何があるかまで把握して、しっかりとやっていると。たまたまその人数多くてね、10人もいればお客さんに見えるかもしれませんが、しっかりと来た体制を、少ない人数の中で体制をつくることも訓練してますので、その辺は議員が心配するようなことはないかというふうに我々考えています。ですから、そのお客さんだったりとかね、ベテランの会計年度とか、そういう考えではなくて、やっぱりあくまで我々職員として、いかにその町民の人たちが安心して避難できるかということの開設を目指しています。

冒頭から話していますけれども、限られた人数の中で、せいぜい全職員出てきても50人ぐらいしかいませんので、その中で巡回したり、あるいは避難所やったり、あるいは違うことをやったりっていうことになると、どうしても限界があります。そういう中でその避難所を、上げ膳据え膳で職員がやるということではなくて、避難してきた人たちも含めて避難所を運営していくという情勢をつくってきているつもりですので、そういう認識で町民の皆さんもいただければ、もうちょっとその避難所の運営というものをスムーズにできるんだろうというふうに考えています。

その職員、いなければ分かんねえべというような話なんですけれども、そういうことも含めてその1名を、職員1名を残っていただいたというような状況です。今回はたまたま来たから、何があったら手伝っていただけるといようなことを私も言いましたけれども、今回特別何か手伝ってもらったということではなくて、もし大勢の方が来て大変な状況になれば、その人も含めて、避難した人も含めてお手伝いをしていただくという方向で避難所というのを運営していかないと、なかなか回らないということで御理解賜りたいと思います。

○議長（中山 哲君） 小川一男議員。

○6番（小川一男君） ただいま理想は分かりましたけれども、なお職員に対してその旨徹底を図って、この受入体制をやってもらえばよろしいかと思います。やはり、理想と現実、その状況も、どのような形にせよ、しょせん町で対応したのであれば、町として100%であっても、これはいかんせん、確実それが達成されるっていうのは不可能です。でも、やっぱりやらざるを得ない状況にあるので、その辺はもう少し職員に対する管理徹底を図ってもらえばなおよろしいんですが、そういう形で今後の避難体制について対応してもらいたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（中山 哲君） 以上で、6番小川一男議員の一般質問が終わりました。

次に、2番佐藤 忍議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。2番佐藤 忍議員。

〔2番 佐藤 忍君 登壇〕

○2番（佐藤 忍君） それでは、6回目の一般質問をさせていただきます。

初めに、私、不覚にも新型コロナウイルスに感染してしまいまして、皆様に御心配と御迷惑おかけしたことを、この場を借りておわび申し上げたいと思います。その経験を基にですね、最初の新型コロナウイルス感染症についての質問に入らせていただきたいと思います。

私、感染してみて分かったのですが、感染者の同居家族に重症者リスクを持った方、例えば持病のある高齢者とか、1日置きに人工透析をしなければいけない人などがいる場合、または、そうでなくても隣近所の理解が薄く孤立してしまっている場合などなど、助けを必要としている町民の方が多々いるのではないのだろうかと感じました。そこでですね、県、保健所になりますけれども、そこで要するに、あまりにも忙しい状況の中、手の届かないところのサポートを必要と思いますが、町のほうではその辺いかがお考えでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の質問にお答えを申し上げます。

今の内容等であれば、その内容を聞けば聞くほど、本当に余りあるものがあるわけですが、御家族で介護に当たられている方の感染は、御本人の身体的な負担に加え、介護ができなくなる状況への精神的な不安は非常に深刻であると、このように捉えてはおります。感染が急拡大する中、保健所では重症化リスクの高い方から聞き取り対応を行っており、必要な支援体制を検討していると伺っておりますが、町には感染者の人数のみの報告で、どなたが感染し、どういった訴えがあるかという情報は、個人情報ということで一切報告されない状況となっております。感染者への対応は保健所で行っておりますが、町としては感染された御本人や御家族から相談が直接あった場合、お話ししていただいた内容を保健所につなぎ、対応への配慮をお願いしている現状であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会的機能への影響も多大に出ておって、介護者の罹患による介護問題も本町のみならず、全国的な課題となってきております。感染対応のこともあるため、今後町としては、介護者家族の罹患による御家庭に対するサポートを県と連携しながら検討してまいらねばというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 確かに、対応は保健所ってというのは重々承知はしておりました。

念のためにお聞きしますが、町長はコロナに感染した経験はございますか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今のところ大丈夫です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 若干安心いたしました。

感染した人でないと分からないかもしれませんが、私は保健所とのやり取りを電話で、電話のほうで行わせていただいたんですが、大変忙しいようです。もうですから、ちょっと小さな聞きたいこと、小さなこといっぱいあったんですけども、それも聞くのをはばかるような、向こうの姿は見えないんですけども、そんな雰囲気でしたので、私もしようがなく保健福祉課のほうに電話して御相談をした次第だったんですけども、例えば透析患者という、前段で表現しましたが、透析患者の医療機関の体制っていうのは物すごくしっかりしていると私は思っております。7月14日付ですかね、自治体や医療機関に協力要請も出ております。これを見ても分かる通り、コロナの治療薬の確保、これ大変透析患者は別なんです、薬が。大変強い、同意を必要とする薬でございました。それから透析治療を行えるコロナ病床の確保、それから3つ目に感染者が外来で透析を受ける場合の感染対策などでございますが、私の知っている病院では大変しっかり対応していただきました。でも、こういったいろんな透析患者に対しても、重症者リスクを持った方に対しても、やっぱり対応が保健所で一本化しているので、町ではどうにも仕方がないと、重々それも私は分かっております。

そこでですね、じゃあ何かできることはないのかとちょっと考えた場合、例えばですよ、抗原検査キット、私ちょっとおかしいなと思ったときに、加美町や吉岡の薬局を六、七件回っていただいて、私でなくね、私の家族が回っていただいて、やっと1個手に入れて検査をして、それで陽性反応だったので、次の日医療機関にということだったんですけども、これ例えばそのキットを町で準備してね、そのリスクを持った人の家庭を中心にね、無料配布とかはできないものなのかなと。私がすぐね、キットを持っていれば、それおかしいなと思ったときに検査をしてみて、それで陽性が出れば、じゃあすぐという、ですから、もしあれば私は1日早く感染を認識できたわけです。そうすると、家族に移るのもある程度防げたかもしれないと思っております。コロナウイルス感染症対策費とかいろいろございますので、その辺でそういうものの準備というのはいらないものなんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐兼福祉係長兼介護保険係長（小松英明君） ただいま御質問のありました抗原検査のキットのほうなんですけども、キットの数にも限りがございますので、その残りの数の状況を見ながらですね、今後考えてまいりたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 少ないんですね。私も六、七件回って1個ですからね、重々分かります。でも、もし準備できるのであればしていただいたほうが、1日早く感染を認識できるということだけお伝えして、では、②番のほうの質問に入りたいと思います。

これも重々、無理かなとは思いますが、宿泊療養ね、ホテル療養をですね、希望してもなかなか入所できない現状で、町独自にそういうものを準備できないものかという御質問です。お願いいたします。

○議長（中山 哲君） 保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐兼福祉係長兼介護保険係長（小松英明君） お答えいたします。

現在の宿泊療養施設は、感染症の蔓延を防止するために必要があると県知事が認めた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称感染症法と言われておりますが、それに基づく宿泊療養施設となっております。宿泊療養施設の主な設置基準につきましては、1点目が、宿泊療養に関する業務を統括する者、適切な健康管理等を行うために必要な医療関係者及び宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されていること。2点目が、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理等を行うことが可能な体制が確保されていること。3点目が、病状の急変時等に適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ医療機関との連携方法、その他の必要な措置を定めていることなどが規定されております。具体的には、宿泊療養施設での感染者の健康管理を、医師や看護師等が24時間体制で行うことなどが条件となっております。感染症法上は、都道府県知事や保健所設置市長、特別区長が宿泊療養施設の設置をできることとなっておりますので、町独自に宿泊療養施設の確保をすることはできませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 法律の縛りがあるんですね。法律は大変大事なものなんですけども、ときに厄介なときもございますね。それはいいとして、実は私の家族には透析患者がおります。それで、私はもうすぐにでも宿泊療養のほうをお願いしたんですが、まあ最初は大丈夫、仙台であれば大丈夫そんなことを言われたんですが、結局は駄目でした。それで、透析をしている病院にも、うつる前に本人を入院させてもらって、透析をできないかというお願いをしましたが、要するにもうそのときには濃厚接触者になってしまったので、断られた次第でございます。

私が感染してから3日後に家内にうつりまして、その1週間後に透析をしている娘に感染した次第ですが、これは必ずうつりますね。何でかっていうと、車の免許を持って自分1人で行けるのであればですけども、家族が送迎しないと誰も送迎はしてくれません。病院のほうでも送迎はしてくれません。濃厚接触者ですから。ですから、感染者が送迎しているわけですから、これ必ずうつるんですよ、町長。

それでね、何でもない人であればですけども、その透析者が、人工透析やってる人はコロナに感染した場合どうなるのかと、重症になりやすい、なりやすいってことは分かっているんですけども、実際どうなるかが全然分からないので、その分からないっていうことに対してすごい不安でございました。ですから、何ていうんでしょうね、法律上無理なのは分かるんですけども、コロナのための避難所的なね、何かを町内であつたらなと思ったわけです。町長、もうちょっと考えていただいて、何か、何かできないでしょうかね。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 内容を聞けば聞くほど、本当に大変だなというふうな思いは伝わ

っています。ただ、これ何ができるって言って、何ができるのかなと思って考えてみてもですね、まさかプレハブでも建ててって言うわけにも、これはいかないだろうし、やっぱり町としては、この宿泊施設を持ってないというところはどうしても引っかかっていますので、町としての対応と言われても、具体的にどうしようもないんですよ。

それで、どういうふうにしたか、よくその後のことについて今分からないところもあるんですけども、結局透析している病院で入院患者を置いて、透析患者を診ている病院でしか駄目だということになるんでしょう。だから、こうなりますと市民病院しかないんですよ、結局ね。加美病院だって、そういう患者を今までは受け入れることができなかったんですから、結局は市民病院だけなんですよ。町独自ということになりますと、ですから今の状況でははっきり言って不可能ですよ。どうにかしてやりたい気持ちも伝わるんですけども、できませんね、これ。今のところはちょっとできないと思います。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） うちの場合には、医療機器の協力もいただいてですね、要するに日中のほかの透析患者さんが全部終わってから、終わってからの夜、誰もいない病院関係者と一対一での透析治療だったので、もう終わりは夜中でした。そういうことで、何とかでもね、うちの場合は軽症ではございませんでした。ただ、重症までも行きませんでした。その程度で済んだんですが、ではですよ、その感染者ではなくて、その感染する前の濃厚接触、例えば私が感染した最初の日あたりにですね、そういうリスクを持った人をPCR検査をして、陰性であれば感染予防のための医療措置なんていうのは無理でしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 病院のシステムまでよく分かってるわけじゃないんですけども、確かにそういうのであればなあというふうにはなるでしょうけれども、現実としてはどうでしょうか、できるんでしょうかね。ちょっと今の病院のシステムとか、そういうこのコロナに関しては、なかなかこっちの思ったようにはできないんですよ、はっきり言ってね。もう最初から発熱患者はもう別枠ですからね、コロナになっていようが、なっていまいが別枠ですから、病院の中にも入れませんから、ですからどうでしょうかね、ちょっと私には思いつきません。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 私は発熱する前の人という意味でしたが、無理なんですよ。でも、町長、多分、色麻町で415人でした、感染した人がいる中で、やっぱりいろいろ本当に助けを求める方も何人かはいたかとは思いますが、やっぱり、そういう方の相談に乗れる範囲での相談には、ぜひ町でね、乗っていただきたいということをお願いして、2つ目の質問に移らせていただきます。

ほかの議員も質問している7月の大雨被害についてですが、いろんな被害があったというのは承知しております。その中でですね、農道関係の敷き砂利が流されて圃場に堆積しているというところが、私も何か所か見ております。その対策と復旧、どうなって

いるでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 佐藤 忍議員の2つ目の質問、大雨被害関係についての質問がございました。お答えを申し上げます。

農道の敷き砂利の流出の対策ということではありますが、未舗装道路の縦断勾配が急な箇所などで敷き砂利が流されております。これは大量の雨水が速い速度で路面を流れたため、路面が洗掘されたものと捉えております。雨水が縦断方向に流れるのを防ぐため、横断勾配をつけて、また、路肩に流れて側溝に落ちるように改善しながら復旧工事を実施しているところであります。

それから、圃場に堆積した砂利対策ですけれども、これは7月の豪雨のときに流入した土砂について、町で管理している農道等の施設から流入したものについては、町が復旧作業に当たって、流入した土砂等を撤去をいたしております。これ以外の個人所有の水田等の被災箇所の復旧については、個人での対応をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 私も何日か前に、その現地を地権者の方と一緒に調査してまいりました。それで、地権者の方の話ですと、まずいたちごっこなんだと。流されて、敷いては、また雨が降ると流されて入って、取っては積もり、取っては積もりと。そして、町のほうの復旧を待ち切れず、自分でダンプで砂利を積んできて敷いているというところもございました。

ところがですね、今回何日か前にちょっと、その地権者と一緒に調査してみたところ、今回は今までよりも、何と表現していいかわかりませんが、大変丁寧にきちっと修復されていたなど。私も見てそう思いましたし、地権者の方もそうおっしゃってございました。これは大変ね、さすが建設水道課はよくやってくれているなということでございました。

ですが、大雨の規模というのも、本当に皆さん分かっているとおり、年々大きくなって、やっぱり被害の程度というのも何か大きくなっているように思われます。ですから、今後もし、また大雨であった場合の、例えば道路、雨水の流れ落ちる箇所の改善、要するに道路を流れる水の元ですね、どこから流れてきているのか、何でそういうふうに道路を流れるのかと、そういうことの改善、または必要に応じたその道路の舗装も必要になってくるのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

先ほどの質問でございまして、今回補修した箇所につきましては、元となる原因のほう分かりましたので、元から横断の排水溝を切ってきて、あとさらに碎石の落ちたところ、そのところも横断勾配をつけながら、緩やかに側溝に流れるように改善しておりますので、今後もそのような現場があれば、それを追究しながら、また補修のほうをし

ていきたいと思いをします。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） ありがとうございます。

では、その修復したところは、今後ちょっとやそっとの大雨ではもう洗掘されることはないですね。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

完全に直ったとは言えませんが、今後またそのような大きな被害がありましたら、それに合ったニーズ的な修繕のほうを考えていきたいと思いをしますんで、よろしくお願いをします。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 被害も増大してますので、ぜひ復旧も進化させてですね、できるだけそういう被害が出ないようにお願いしてですね、②番のほうの質問に移ります。

②番はですね、鳴瀬川及び各河川の水位状況と、河童川から鳴瀬川に排水するポンプの作動状況、作動したかどうかですね、それはいかがだったでしょうか。

○議長（中山 哲君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

各河川の水位状況ですが、鳴瀬川では袋地区の堤外地圃場の一部が冠水しました。花川及び保野川は、高水敷より少し下がった程度、深川及び長谷川は、堤防まで約1メートル弱、河童川は、県道小野田三本木線の袋橋付近で堤防まで約1メートル程度でございました。また、水位のピークにつきましては、16日の午前6時頃でした。

続いて、河童川から鳴瀬川に排水するポンプの作動状況についてでございますが、先ほども触れましたが、河童川の水位は県道小野田三本木線の袋橋付近で、堤防まで約1メートル程度でしたので、鳴瀬川からの逆流もなく、河童川の水が流れている状態でしたので、今回は河童水門の排水ポンプは行いませんでした。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 私も、実は自分の目で確認をしてきました。確かに鳴瀬川の水位も目測でそれほどではございませんでした。河童川も松木川も、要するに堤防や道路を越えるような心配はないなど見ては来たんですが、磯良神社周辺から袋地区にかけてですね、冠水しているわけですよ。神社の境内の中では、約30センチほどで流れておりました。なぜなんだろうと。前の水害のときは確かにね、河童川の水位も高かったし、それに行ってる松木川も道路を越えていたわけです。ですから、冠水しても全然おかしくない状況。今回は、まだ余裕があるのにどうしてなんだろうという疑問がございました。

そこで、ちょっといろいろ調査というわけではございませんが、見回った結果ですね、ちょっと写真がございましたので、写真ちょっと出していただけますか。この橋が、これ

松木川の川になります。そして、これ神社前です、ちょうど。いつもここの川の橋にかかるか、かからないかで、神社周辺の人たちは危ないか、危なくないかっていうのを判断しております。皆さん、ちょっとこの橋の構造をよく見ててください。これ神社前です。この神社前の橋から一つ、二つ上流の橋。

2番目の写真をお願いします。これが、さっきの橋から一つ置いてもう一つ上の橋ということになります。これも似たような構造でございます。ちなみに、これ私が自分で巻尺を使って測ったんですけれども、この断面積、水が流れて、向こうに流れていく断面積ですね、先ほどの河童川の前は9.73平方メートルです。例えば、これが幅1メートルの水の量とすると、9.73トンぐらいの水がそこを通過できると。これはあれですよ、橋のもう本当に上までの計算でございます。今写真に写っている橋がですね、それより若干上流ですから狭くて、8.61平方メートルです。9.幾らと8.幾らですよ。

では、3番目の。これがちょうど今二つの写真の橋のちょうど中間の橋なんです、中間にある橋。さっきと構造が違うんですね。目で見ても、物すごく水の通る箇所が狭いというのが分かります。ちなみに、ここの断面積が3.52平方メートルです。このさっき、これ一つ前の橋と比べると、さっきの橋が2.4倍ぐらいの水の量の流れ、一番最初の川であれば2.76倍ぐらいの量が流れられる。ただ、ここはそれだけ少ない量しかここは通れない。そして、ここが越水箇所だったんですよ。ただ、水の量はこっち側の右側の土手とか左側の道路を越えるような状況ではないんです。ここは真っすぐな排水路ですから、水の流れが物すごくてですね、その水がですね、要するに上流の橋よりも半分以下の水しか流れませんので、あそこのコンクリートの部分、ちょっとコンクリートの部分ちょっとマーキングしていただいていた方がいいですか。このコンクリートの部分に、その早い水の流れがぶつかってですね、波みたいにならなくなって道路を越えるんですね。そうすると、道路の左脇の田んぼがずっと低いですから、1メートルぐらい低いですから、そちらの低い田んぼを通過して神社周辺に流れ込むと。神社から袋地区はまだ低いですから、そこにもっとどんどんどんどん流れでいくと。そういう冠水が起こっております。それで、結局あの神社周辺の方は伝習館のほうに避難を余儀なくされているわけです。こういう状況っていうのは、町長把握はしておりましたでしょうか。

○議長（中山 哲君） 2番佐藤 忍議員にお諮りいたします。ただいま佐藤 忍議員の一般質問に対する答弁となりますが、休憩後をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩後をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時01分 休憩

午後4時07分 再開

○議長（中山 哲君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。2番佐藤 忍議員の質問に対する答弁から始まります。町長。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

現場のほうは、今回確認しております。それで、いつ造ったかというのはちょっとまだ分からないんですけど、構造上、現場で打ったボックスカルバートかなと思いますので、断面がやっぱり、やはり小さいので、そちらのほうちょっと、どこで造ったか、ちょっと確認いたしまして、県なり土地改良区さんとちょっと確認のほうをさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） この橋の要するに問題を解決するというのは大変、もう橋を架け替えるかという話になっちゃいますので、簡単ではないですし、大変なことだと思います。今課長が話したとおり、ちょっとそういう答えを、後日でも構いませんので、教えていただければと思います。

ただ、そういう状況で冠水が起きているということだけ町長に分かっていただいて、そういう、もう認識していただいた上で③の質問に入りますが、要するに、そういう下流域の洪水、被害を少しでもね、軽減するために、田んぼダムのお考えがございます。昨年、大崎で田んぼダムの実証コンソーシアムが、たしか立ち上がって、町長も参加しているようですが、田んぼダムについては町長どうのお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 田んぼダムについてお答えします。

そもそもその田んぼダムとは、田んぼがもともと持っている水をためる機能を利用してですね、降雨の際に一時的に田んぼに水をためて、それをゆっくりと排水し、農地や住宅地の洪水被害を軽減すると。要するに、排水路を流れる水を調整して、そういった洪水を防止するというような考えでございます。

それで、田んぼから排水路に水を落とすんでございますが、この落水口の口径を小さくした、いわゆる堰板バンというんですか、調整板を設置して、田んぼからの排水量を抑制するというようなことでございます。それで、田んぼ内の水の調整、それから排水路の水を調整するということでございます。

ただ、本町においては、その落水口の部分がですね、ますがないために、簡単にその堰板バンを設置することが容易でないというふうな問題点もございます。ただ、その今年度採択された月崎・清水地区の圃場整備事業については、一部そういった多面的機能エリアというんですか、そういった機能を持たせるということで、6ヘクタールほどを目標にして、そういった圃場整備の計画がございます。

それから、この間のような大雨とか、台風19号のような雨のときですね、その田んぼに流入してくる水の量と、その田んぼから、田んぼダム機能を利用してゆっくり水をは

く、そのバランスが崩れると、今度はその畦畔からの水の越流、特にその今の労力軽減で、除草剤を散布しているような農地が大分こう増えてきてますので、そういったところの逆にその被害、越流した場合の畦畔の決壊のことも想定しながら進めなきゃいけないなと思っておりまして、現在本町においては、こういった田んぼダムってこういうんですよというようなことを農家の皆さん、町民の皆さんに知ってもらうための広報活動をやっている状況でございます。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 今課長が広報活動、確かに町の広報の8月号に、田んぼダムで洪水被害を軽減しようという見出しで載っております。大変いいことだと思って見ておりました。新潟大学の教授の話が、多分このコンソーシアムの総会であったはずですけども、その方のお話ですと、堰板を取り付けることによって、排水の流出量を92%カットすると、大体圃場整備をした田んぼですが、そこで92%をカットすることによって、64%が浸水被害、64%の面積が浸水被害を緩和できるという報告もございます。

今年の6月10日でしたよね、町長ね、総会があったのがね。そこで3年度の取組なんかも紹介されておりました。大崎管内では368.3ヘクタールぐらいですかね、栗原市若柳の沼田・八木地区とか、古川市の旧古川、田尻、鹿島台とか、あと、大和町の鶴巢の地区でも取り組んでいるようでございます。そのときですね、そのときの総会のコメントがちょっと新聞に載ってるんですけども、15日付の河北新報には、担当者のコメントとして、落水ますがない水田が多いことが課題だということをおっしゃっております。それから、大崎タイムス、12日付の大崎タイムスでは、町長のお話が載っております。水田の落水箇所には構造物などが多く、設置や経費面で課題があると。あと、インターネットでも、色麻町の3年度の活動状況や、4年度の活動計画についても載っておりましたが、下流域の涌谷や、甚大な被害が今回も出ました大崎市などでは、これに大きな期待をしているんですよね。そういったほかの状況を見てもですね、本町は何か消極的過ぎませんか、町長、あまりにも。

経費という、経費面での課題という話がございますが、やり方によってはそんなにも経費をかけないでできるのではないかと、私も農業をやってますので、思っております。要するに、市販のものを取り付けるのではなくて、要するに今排水を、全部ではありませんが、板とか何かで止めておりますよね。要するに、その板に10%ぐらい流れる穴を開ければいいことではないのかなと。ただ、それをね、田植えを終わってからずっとやれというわけではなくて、ふだんは普通の田んぼでいいんですよ。ですから、その水害が起きそうなときとか、何か危ないなという、例えば今の時期とか稲刈り後ですね、そういうときに、時々田んぼダムにさせていただけると、少しでも被害が緩和できるのかなと。

確かにね、問題もございます。稲わらを必要としている畜産農家の問題もございます。それから、下流域の町のためにね、我々が苦勞するのかという声もございます。ですが、やっぱり営農に支障がない範囲での取組を進めることも必要ではないでしょうか。そし

て、ほかの町の下流域の農家のためだけではないんですよ。さっき言ったとおり、例えば磯良神社から袋方面の圃場の冠水緩和にも私はつながると思っていますんですね。ですから、町長にはもっと積極的に今後考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いろいろ条件があろうかとは思いますが。それから、まずさっき課長も言ったとおり、畦畔を頑丈にまず造ってなくちゃなんないですね、これ越流すれば話にならないから。畦畔を頑丈にして、そしてその落ち口のところに調整するんですから、仮に専用ますでないだっていいんですよ、これは。普通の落ち口に何かで止めて、雨降ったときにずっと沈ませて水出せばいいんだから。問題は、少しぐらい穴開けたって、これはあんまり意味ないんです、本当は。少しぐらいの雨ではどうにもなんですが、例えば今回のようにとか、あの台風のときのように大雨来たときに、ある程度田んぼで抑えられるということにしたいわけですよ、一気に出さないで。そのときに、まずもって田んぼを、田んぼに入っている水を流し込んで、幾らかでもあとは、この持ってきた雨を少しずつこう流れていくような状態にして、そして調整を図ると、こういうことですのでね。ですから、そんなに難しくは考えてないんですよ。例えば、皆さん誰だって、落ち口のところにはね、何かで止めているわけですから、それを例えば板で止めている人は板を押さえてやって水出せばいいんだからね。そんなに専用のますでなくたってできるし、それから今言ったように、そのためには今度は排水構との差がないと駄目なんですよ、これは。用排水路とどっちも使うようなふうにして、場所によってはこの落差のないところもあるわけですよ。排水が用水になったりするから。そういうところでは、水出れば落ちてこないからね、だからそれは駄目なんだけど、ある程度この排水される場所の水路が低いところで、水を下ろせるという状況にまずなるような条件、そういう。

それから経費ということからいえば、やっぱり1町歩だとかね、大きい田んぼのほうは、経費は済むわけですよ、安くて。小さい田んぼ、一つずつそれを、このますを入れたんでは、これはやっぱり経費倒れになりますので、そういう関係もあって、一応実証実験的に入会のほうの清水地区ですか、そっちのほうでやるというのであれば、そういうのをやったのを見ながら、実際に皆さんのほうで、どのような形で取り入れられるか、それから今言ったように、必ず落ち口については調整できるように誰だってしているはずですので、それを金かけないでやれるかどうか、そういう判断をすれば何とかなるだろうというふうに私は思っています。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） いろいろ、いろんな問題点とか過程を話していただきましたが、ちょっとあの、町民の方にももう少し分かりやすく、町長、積極的に進めようとするのか、それともまだ積極的に進める段階ではないのか、その辺をちょっともう一度お聞きいたします。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） いわゆる専用ます、それは積極的に進めたいとはまだ思っておりません。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） そうですか。ちょっと残念な思いもございます。

では、ちょっとここで視点を変えまして、質問を変えましてですね、さっき山田課長にも若干お話しいただいたんですが、宮城県田んぼダム実証コンソーシアムで、我が町の3年度の活動状況と4年度の活動計画、もうちょっと具体的に。そして、町民の方にも分かりやすいような説明っていうのはしていただけないでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

まずもって、その普及段階で、すぐにみんなにやってくださいといっても、当然無理な話であって、まずその田んぼダムってこういうのですよということをやっぱり広めていかなきゃない。最終的に成功するか、しないかというのは、やっぱり農家さんの理解一つだと思うんです。その中で、今年については紙面での広報にとどまっていますけども、今後ですね、その前に、実際その落水口の調整はしてないんですけども、ある上流地区では、その排水路を多面的機能で、緩やかに排水路の水を流すっていうような取組をやっています。そういった実際の取組をやっているところについて、例えば多面的機能の現地研修会とかですね、そういったことをしながら、今度はその実際目を見て、それで理解してもらいながら本格的な普及に進んでいくというような段階を踏みながらというふうに考えております。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 今課長のほうから多面的機能のお話がありましたけども、これ3年度ですよ、令和3年度に多面的機能支払交付金で小栗山地区活動組織が田んぼダムに取り組んだという報告がございます。その小栗山地区で取り組んだっていうのは、実際にそういう排水を抑制して、それでどのくらいの効果があるかという検証をなさったんでしょうか。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） 取組面積については、そういった大規模にやったわけじゃなくて、部分的にやったものですから、この成果、確かに成果は得られてるんですけども、このぐらいの数値で示せるような状況ではございません。

○議長（中山 哲君） 佐藤 忍議員。

○2番（佐藤 忍君） 大雨の関係の質問で、あんまり田んぼダムについてしつこく質問するのもちょっと気が引けますので、最後にですね、総会において大崎市長もおっしゃっていたんですけども、世界から憧れられる農村をつくっていきたくて思っていると。私も同じ思いでございます。町長も同じかと思うんですけども、その辺町長どのように

思っているかを質問して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 今日冒頭のほうでも申したとおり、本町の第1次産業が農業だということで、本町で農業を営む人たちが農業で生活きちんとできるようになるのが理想なんですね。それで、そのための課題が、今のところはかなりあるんですよ。それこそ後継者の問題からはじめ、例えばもう米に関しては、ある意味ではもう限界に来ているわけですよ。これ以上価格が上がったって、そう特別上がる、倍にもなるわけでもないし、反当例えば8俵取ったのが15俵取れるわけでもないし、ある程度米に関しては、ほぼほぼ、あとは何とかコストを下げるとか、あるいは機械の効率を上げるとか、いろんなそういうことはありますけれども、米に関しては、ある程度もう計算は頭打ちかなというところまで来ているわけですよ。ですから、その中で農村として、あるいは農業として、しっかりした生活を営めるようにするには、これは昔から言われてるんですけども、米プラス何だとか、野菜とか畜産とか、あるいは果樹とかいろんなことがあるんですけども、そういうことをどのようにしたら取り組めるかと。あるいは今いる労働力でできる範囲はどの程度のものなのかとか、外から取り入れることができるかとか、いろんな課題はあると思いますけれども、そういう中でしっかりした農業を営める色麻町であれば、これは理想だろうなというふうに思っておりますので、町のほうでできる指導あるいは助成、そういうことも踏まえながら考えていかなければならないと、そういう思いであります。

○議長（中山 哲君） 以上で、2番佐藤 忍議員の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

御苦労さまでした。

午後4時30分 延会
